

第4節 史跡を取り巻く環境

(1) 自然環境

a. 位置

湖西市は、静岡県の最西端に位置し、東側を浜松市と、西側を愛知県豊橋市と接している。総面積は86.56k㎡で、東西11.4km南北12.5kmである。市の北西部には赤石山脈から延びる弓張山地の山塊が存在し、東部と南部はそれぞれ浜名湖と遠州灘に面する。



図 2-6 湖西市航空写真
今切口上空より 令和2年(2020)

b. 地形・地質

湖西市の東側に広がる浜名湖は、都田川水系に属する面積約65km²の汽水湖である。現在は南端の「今切口」によって直接遠州灘と接続しているが、かつては新居と舞阪が浜堤によってつながっており、浜名川という河川を経由したのち外海へと通じる淡水湖であったと言われている。浜名湖の水深は平均で4.8mであるが、北部は水深10m以上の場所がある一方で、湖南部では水深は2～3mとなっている。湖南部については、湖底から縄文時代～中世にかけての遺物が採集されることがあり、これは中世段階まで陸地であった場所が、中世以降の地形変化により湖底になったことを示唆している。

新居関跡は湖西市東南部の沖積平地に位置しているため、地下の堆積土は砂質であり、地下水位も高い。また、新居地域の浜名湖岸付近は、近代以降の埋立てによる造成地が広く展開し、特に新居関跡の東側全体と南側の大半は近代以降に浜名湖を埋め立ててできた造成地である。

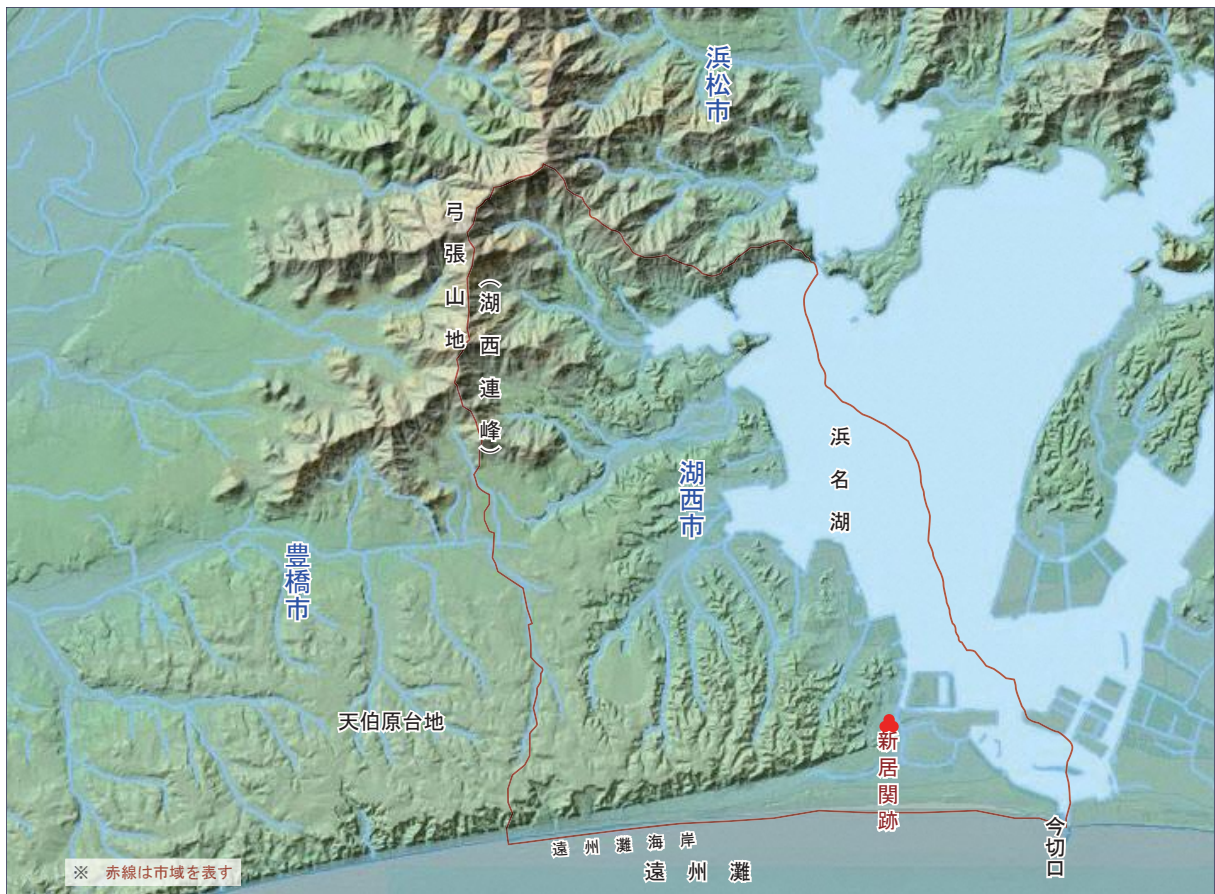


図 2-7 湖西市地形図

c. 気候

湖西市の年平均気温は17℃前後であり、静岡県内でも比較的高温である。特に冬は暖かく、真冬日がほとんどない。年間の降水量は2000mm前後であり、冬は「遠州のからっ風」とも呼ばれる西北西の強い風が吹く。

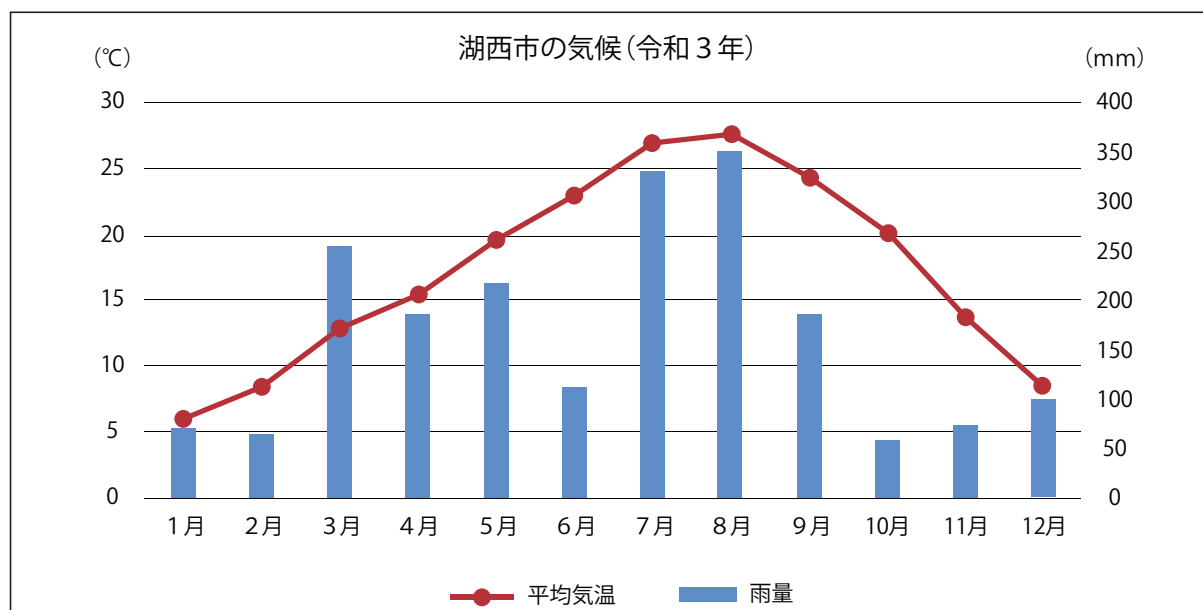


図 2-8 令和3年気象年報・雨温図

d. 地震災害・気象災害

遠州灘沖には、フィリピン海プレートおよびユーラシアプレートが接する南海トラフが存在しており、古くからこれに起因する地震に見舞われてきた。湖西市域に被害をもたらしたと考えられる地震のうち、記録に残る最古例では天武天皇13年(684)の白鳳地震がある。明応7年(1498)に発生した明応地震は、地震の規模がマグニチュード8.6と推定されるほどの大規模な地震であったと考えられており、『円通松堂禅師語録』や『後法興院記』には静岡県の沿岸部全域で地震および津波により多数の民家や人々が流された様子が記されていて、その被害の甚大さがうかがえる。江戸時代になると慶長9年(1604)の慶長地震、貞享3年(1686)の遠江・三河地震、宝永4年(1707)の宝永地震、嘉永7年(1854)の安政東海地震などの大地震が湖西市域を襲っている。昭和19年(1944)に発生した東南海地震では、湖西市内各所で地割れや液状化等の被害が生じ、今切口付近に0.6～1mの津波が押し寄せたと記録されている。

気象災害についても、遠州灘に面した湖西市域は台風や高波による風水害を受けやすく、その被害の様子が多くの古文書に記録されている。遠江国での気象災害記録の初出である『続日本紀』には、大宝元年(701)8月に大風が吹いて家屋が壊れ、農作物に被害が出たことが記されている。湖西市域に特定できる記録としては、明応5年(1496)から永正7年(1510)にかけて大雨や洪水、高潮が集中的に発生したことが多くの史料から知ることができる。これら一連の水害と前述の明応地震により、浜名湖と遠州灘の近接地点に今切口が開いたと考えられている。

江戸時代になると気象災害に関する史資料が多く残されており、これらの史資料からは当地域が風水害の被害を繰り返し受けていた様子を見ることができる。また、台風にもなう竜巻被害もまれに生じており、平成6年(1994)の台風26号の接近により発生した竜巻では、住宅101棟と新居小学校が被害を受けた。

江戸時代の新居関所は浜名湖岸に位置しており、外海(遠州灘)の影響も強く受けていた。そのため、地震による津波、暴風雨時の高波、満潮時と重なる台風等の高潮には無防備に近い立地条件下であって、これらの災害による被害を頻繁に受けていた。元禄12年(1699)に発生した

高潮は、湖西市域の沿岸部に甚大な被害を与えたことが記録されている。当時の新居関所は、新居宿と共に甚大な被害を受け、設置場所の移転を余儀なくされた。

宝永地震や安政東海地震も、新居関所に壊滅的な被害を与えた。宝永地震の際は津波による被害が大きく、元禄12年の高潮により移転したばかりの関所と宿場が壊滅的な被害を受けたため、現在の泉町付近へ二度目の移転を行った。また安政東海地震の際には、関所周辺に3m程度の高さの津波がきたという記録がある。そして安政東海地震の揺れにより関所建物が倒壊したため、安政2年(1855)から安政5年(1858)にかけて関所の改築を行っており、現在に残る関所建物はこの時に建てられたものである。

表 2-1 新居関所災害年表

年 月 日	災害原因	主な被害
慶長9年 (1604) 12月16日	地震・津波 (慶長地震)	<ul style="list-style-type: none"> 志都呂の今切関所役人宅が壊滅し、新居宿も甚大な被害を受けるが翌年に再興する。 津波により橋本周辺の民家80軒程が消失し、人馬が数多く死傷する。釣り船約20艘が消失する。
延宝8年 (1680) 閏8月6日	高潮	<ul style="list-style-type: none"> 関所の面番所は無事であったものの、その他は流潰する。
貞享3年 (1686) 8月16日	地震 (遠江三河地震)	<ul style="list-style-type: none"> 関所や民家が破損する。
元禄12年 (1699) 8月15日	高潮	<ul style="list-style-type: none"> 関所も町も大被害を受けたため、幕府に移転を願い出て、元禄14年7月19日藤十郎山に関所と城町289軒の引越し工事が始まる。 元禄15年に関所が吉田藩の管轄となる。
宝永4年 (1707) 10月4日	地震 津波 (宝永地震)	<ul style="list-style-type: none"> 大地震により、3度大波が来たため、関所はほとんど破壊された。 新居の町屋では家屋340余軒が潰れ、流された舟は40余艘、溺死の男女24人、渡船業務は4、5日できなかった。 この地震により関所は潰れ、3mほどの波が来たため、関所役人は後ろの土手に上り、この難を避けた。 未の刻(2-3時)に地震が発生。家が動き、屋根の石瓦が落ち、人の歩行もままならず、大地は割れ、泥が吹き出した。倒れた家屋から火が上がった。津波は3度襲来し、今切湊の大船も打ち上ったのちに、波にさらわれることが3度あった。関所の船着場には、停泊中の船の荷物がたくさん打ち寄せられていたが、一時流失した。 この災害により、12月から源太山のふもとの弥太郎新田(現在地)で関所工事が始まり翌2月21日に完成した。4月には宿場の移転が完了した。
嘉永7年 (1854) 11月4日	地震 津波 (安政東海地震)	<ul style="list-style-type: none"> 新居、浜名新開・松本新田・松山西田がほぼ潮につかる。浜手水門御船小屋辺りにて、新居の人が14人溺死した。 関所に附属する屋敷や門は6軒半壊・8軒が大破。足軽・町同心の家屋は10軒半壊、足軽・町同心・下目附の家は25軒大破。渡船の流失と破船は48艘、漁船の流失と破船92艘。破損した家、土蔵、物置などの破損は数が知れない。 関所は崩れ、町方の家は50~60軒程潰れ、死人もあった。
昭和19年 (1944) 12月7日	地震 (昭和東南海地震)	<ul style="list-style-type: none"> 新居町付近は震度5程度であったと推定されており、町内各所で液状化や湧水が生じる。新居関跡の関所建物が傾き、応急対策として外側に支柱が複数本入れられる。

※『新居町史』第3巻風土編 92~93頁より作成

(2) 社会・文化環境

a. 人口

湖西市の人口は、令和2年(2020)の国勢調査によると57,885人、世帯数は23,005である。人口は昭和60年(1985)以降増加傾向にあったが、平成17年(2005)の60,994人をピークに減少傾向に転じている。『第6次湖西市総合計画』では、現状の減少推移が継続した場合、2040年には49,305人にまで減少すると試算されている。なお世帯数は、1955年以降一貫して増加を続けている。人口構成比は、生産年齢人口が減少傾向であるのに対し、高齢人口が増加傾向にあり、高齢化が進んでいる。



図 2-9 人口・世帯数推移 (湖西市総合計画)

湖西市の社会動態については、全体では毎年3,000人前後の転入・転出があり、転出超過の傾向を示している。このうち、外国人については、転出超過の傾向が年々弱まり、2016年度以降は転入超過に転じている。日本人については、2017年度まで転出超過の傾向が強くなっていたが、2018年度以降は回復傾向を示している。

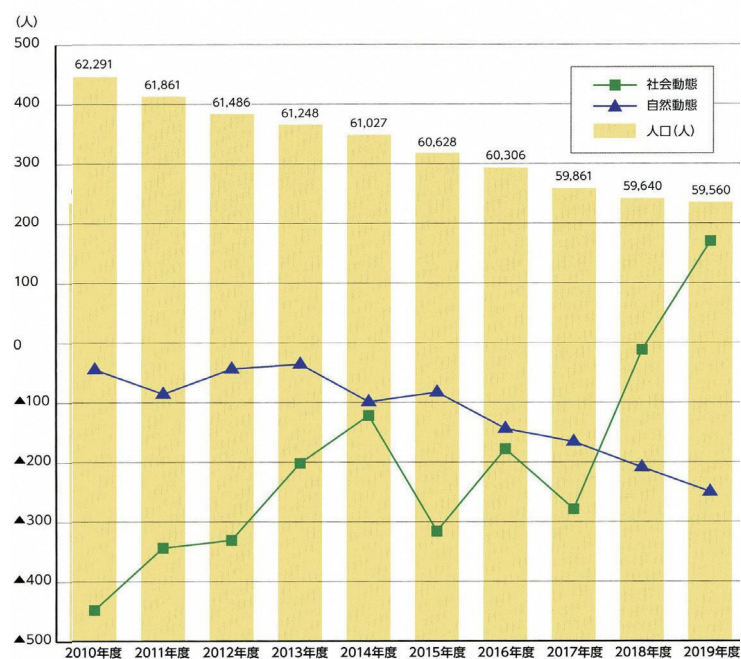


図 2-10 社会動態推移 (湖西市総合計画)

b. 観光

湖西市南東部の新居弁天地域は、湖西市の主要な観光地として、市内外を問わず多くの観光客が訪れている。現在、湖西市では浜松市や地域連携DMOである(公財)浜松・浜名湖ツーリズムビューローと連携し様々な事業に取り組んでいる。DMOでは「海の湖」をブランドコンセプトに観光体験や食の魅力などを介し浜名湖周辺エリアの観光振興を行っている。湖西市の観光交流客数は令和元年度に677,299人を数えている。こうした中で旧東海道とそれに関する歴史資源は、湖西市の重要な観光基盤となっている。

新居関跡の周辺には観光マップや無料の駐車場、観光トイレ等が整備されており、旧東海道や新居宿を観光する際の拠点として利用されている。また周辺の商店では新居関所を利用した関連商品が販売されている。

c. 交通

湖西市の鉄道路線は、JR 東海道本線と天竜浜名湖鉄道の2路線が整備されている。JR 東海道本線は新居町駅・鷺津駅・新所原駅の3駅が、天竜浜名湖鉄道は新所原駅・アスモ前駅・大森駅・知波田駅の4駅が湖西市内に設置されている。運行本数は、JR 東海道本線は1時間に3本（ピーク時4本）、天竜浜名湖鉄道は1時間に1本（ピーク時2本）である。

東海道新幹線は浜松駅と豊橋駅に停車する。新居町駅からのアクセスは、豊橋駅へ19分、浜松駅へ16分であり、東海道新幹線の利用可能な2駅のほぼ中間地点に位置している。



図 2-11 湖西市交通図

バス路線は、市営のコミュニティバスが運行されている。コミュニティバスについては新居鷲津線や白須賀鷲津線など7路線が設定されており、平日のみ1日1～9便を運行している。

湖西市の道路交通は、浜松市や愛知県豊橋市に連絡する国道1号や国道42号、浜名湖の湖岸線沿いに南北に延びる国道301号などの主要幹線道路のほか、主要地方道豊橋・湖西線、県道太田・中原線、県道入出・太田線などの幹線道路が東西方向に配置されている。国道1号については、湖西市内を通る部分の全域が「浜名バイパス」「潮見バイパス」の二つのバイパス道路で構成されている。いずれも豊橋・浜松道路を構成する地域高規格道路であり、市内には新居弁天・大倉戸・白須賀の3つのインターチェンジが存在する。国道301号は市内の南端から北端までを結び、さらに東名高速道路三ヶ日インターチェンジ方面へと接続している。

新居関跡までのアクセスは、鉄道の場合は新居町駅下車後、徒歩約8分を要する。また、自動車の場合は東名高速道路三ヶ日インターチェンジより約30分、浜名バイパス新居弁天インターチェンジより約7分を要する。

d. 新居地域の土地利用と地域資源

新居関跡が所在する新居地域（現在の新居中学校区）は、平成22年（2010）3月に湖西市と合併するまで、浜名郡新居町であった。旧新居町は東側を浜名湖、南側を遠州灘に面しており、JR新居町駅周辺やJR東海道線の沿線を中心に市街地が形成されている。地域の中央に所在する新居関所や東海道の宿場町であった新居宿の周辺には、江戸時代の地割が今も残っているため、歴史を感じさせる町並みが広がっている。東側の浜名湖に面した地区には観光施設が集中しており、新居弁天海水浴場や海釣り公園、海湖館などがある。旧新居町役場の地には新居支所（新居地域センター）があり、一部の行政サービスが提供されている。

特別史跡新居関跡や市指定文化財の旅籠紀伊国屋資料館、徳川家康より朱印地を与えられた応賀寺やそれにまつわる宝物類など、多数の文化財がこの地区に集積している。毎年7月に開催される新居諏訪神社祭礼奉納煙火は、市の無形民俗文化財に指定されており、開催日には湖西市内外を問わず多くの観客が訪れる。



図 2-12 新居地域図

e. 文化財

令和6年(2024)1月現在、湖西市内には7件の国指定文化財、1件の国指定記録選択文化財、17件の静岡県指定文化財、76件の湖西市指定文化財、2件の国登録有形文化財が存在する。有形文化財で指定を受けているものは78件存在し、これらの多くは市内の寺社にて保管されているが、一部の新居関所に関する史資料については新居関所史料館で保管されている。

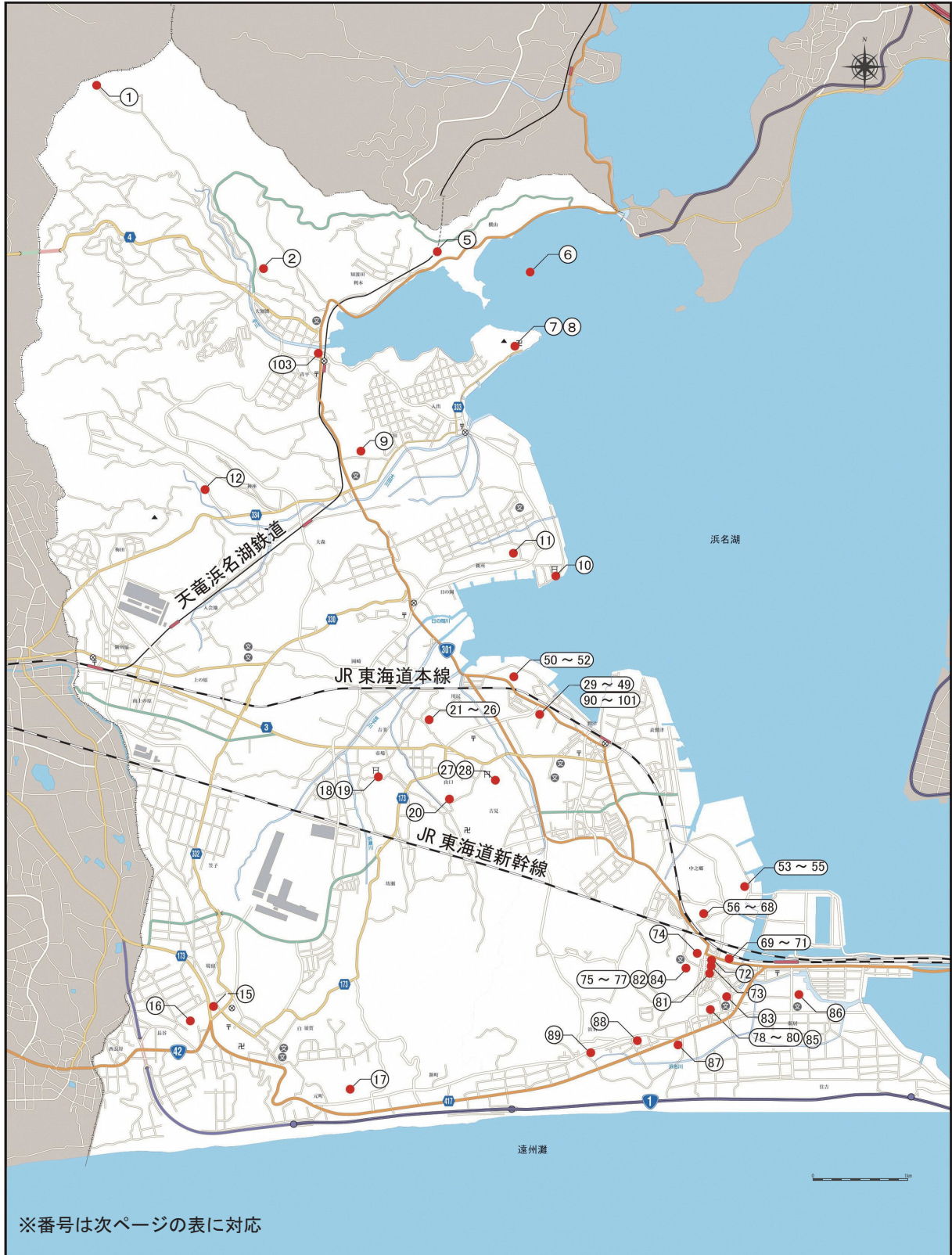


図 2-13 文化財位置図

表 2-2-1 湖西市文化財一覧 令和6年(2024)1月1日現在

番号	指定区分	種別1	種別2	名称	指定年月日
1	国	記念物	史跡	大知波峠廃寺跡	平成13年1月29日
2	県	有形	建造物	大神山八幡宮境内社 熱田神社本殿 附棟札3枚	昭和56年3月16日
3	市	有形	彫刻	木造聖観音像	昭和56年4月1日
4	市	有形	彫刻	木造青面金剛像	昭和56年4月1日
5	国(登録)	有形	建造物	天竜浜名湖鉄道利木隧道	平成23年1月26日
6	県	記念物	名勝	浜名湖	昭和29年1月30日
7	市	有形	絵画	宇津山城古図	昭和59年11月30日
8	市	有形	彫刻	木造毘沙門天像	昭和56年4月1日
9	市	有形	彫刻	木造韋駄天像	昭和56年4月1日
10	県	民俗文化財	無形民俗	女河八幡宮例大祭神事	平成24年3月30日
11	市	有形	建造物	法泉寺山門	平成1年5月1日
12	県	記念物	天然記念物	トキワマンサク北限群生地	昭和52年12月20日
13	市	有形	書跡	夏目麿関係資料	昭和53年5月1日
14	市	有形	歴史資料	伝夏目麿肖像画	平成25年7月25日
15	市	記念物	史跡	火除地及び火防樹	昭和59年11月30日
16	市	有形	彫刻	薬師如来立像	昭和51年3月13日
17	市	有形	工芸	雲版	昭和51年3月13日
18	市	有形	工芸	鱒口	昭和51年3月13日
19	市	民俗文化財	無形民俗	熱田一宮神社例大祭流鏝馬神事	平成25年7月25日
20	市	記念物	史跡	豊田佐吉邸	平成元年5月1日
21	国	有形	書跡	紺紙金字法華経(開結共)	昭和24年5月30日 昭和25年8月29日
22	県	有形	絵画	絹本著色仏涅槃図	昭和53年10月20日
23	市	有形	建造物	妙立寺山門	昭和59年11月30日
24	市	有形	彫刻	大黒天立像	昭和51年3月13日
25	市	有形	古文書	今川氏真寺領安堵状	平成元年5月1日
26	市	有形	古文書	今川氏真判物	平成9年4月24日
27	市	有形	工芸	鱒口	昭和51年3月13日
28	市	民俗文化財	無形民俗	古見八幡神社例大祭流鏝馬神事	平成25年7月25日
29	国	有形	建造物	本興寺本堂	明治40年5月27日 昭和25年8月29日
30	国	有形	絵画	絹本著色法華経曼荼羅図	明治43年8月29日 昭和25年8月29日
31	国	有形	書跡	紺紙金字法華経(開結共)	昭和28年11月14日
32	国	有形	書跡	紺紙金字法華経	昭和28年11月14日
33	県	有形	建造物	本興寺奥書院	昭和60年3月19日
34	県	有形	書跡	紙本墨書法華経	昭和31年5月24日
35	県	有形	書跡	後深草天皇御消息(両門跡筆)	昭和31年5月24日
36	県	有形	書跡	後伏見上皇御消息	昭和31年5月24日
37	県	有形	書跡	寛性法親王御消息	昭和31年5月24日
38	県	有形	書跡	古版法華経	昭和31年5月24日
39	県	有形	絵画	紙本水墨四季山水障壁図	昭和31年1月7日
40	市	有形	建造物	本興寺山門	昭和59年11月30日
41	市	有形	建造物	本興寺中門	平成元年5月1日
42	市	有形	建造物	本興寺千仏堂	平成9年4月24日
43	市	有形	建造物	本興寺客殿	平成9年4月24日
44	市	有形	建造物	本興寺番神堂	平成24年5月25日
45	市	有形	絵画	本興寺大書院板戸絵	昭和62年6月26日
46	市	有形	古文書	日暹上人置文	平成元年5月1日
47	市	有形	古文書	今川氏親禁制	平成元年5月1日
48	市	有形	古文書	瀬名一秀判物	平成元年5月1日
49	市	有形	工芸	鱒口	昭和59年11月30日
50	市	有形	建造物	八幡神社本殿	昭和53年7月4日
51	市	有形	絵画	八幡諏訪神社歌仙絵	平成元年5月1日

表 2-2-2 湖西市文化財一覧 令和6年(2024)1月1日現在

番号	指定区分	種別1	種別2	名称	指定年月日
52	市	民俗文化財	無形民俗	八幡諏訪神社例大祭流鏝馬神事	平成25年7月25日
53	市	有形	建造物	二宮神社本殿附：棟札18枚	平成22年3月4日
54	市	有形	工芸	二宮神社の曲玉	昭和54年3月12日
55	市	民俗文化財	無形民俗	二宮神社例大祭流鏝馬神事	平成25年7月25日
56	県	有形	建造物	応賀寺薬師堂	昭和56年10月23日
57	県	有形	彫刻	木造阿弥陀如来座像	昭和55年3月21日
58	県	有形	彫刻	木造薬師如来座像	昭和55年3月21日
59	県	有形	彫刻	木造毘沙門天立像	昭和55年11月28日
60	市	有形	絵画	絹本著色文殊菩薩像	昭和54年3月12日
61	市	有形	絵画	絹本著色不動明王像	昭和54年3月12日
62	市	有形	彫刻	木造不動明王立像	昭和54年3月12日
63	市	有形	彫刻	木造弘法大師座像	昭和54年3月12日
64	市	有形	彫刻	木造四天王立像	昭和57年12月22日
65	市	有形	工芸	鱧口	昭和54年3月12日
66	市	有形	工芸	織地三十三体観音像	昭和54年3月12日
67	市	有形	書跡	紺紙金字写経	昭和54年3月12日
68	市	有形	歴史資料	源頼朝関係遺品	昭和54年3月12日
69	国	記念物	特別史跡	新居関跡	昭和30年8月22日 (追加)平成11年1月27日 (追加)平成26年10月6日
70	県	有形	歴史資料	新居関所関係遺品	昭和58年2月25日
71	県	有形	古文書	今切御関所留	平成18年3月29日
72	市	有形	建造物	新居宿旅籠紀伊国屋	平成14年3月29日
73	国(登録)	有形	建造物	旧小松楼本館	平成21年1月8日
74	市	有形	彫刻	木造ジキジキ座像	平成11年3月25日
75	市	有形	建造物	土肥孫兵衛奉納石燈籠と願書	平成18年3月29日
76	市	有形	典籍	算額	平成7年12月4日
77	市	記念物	天然記念物	諏訪神社ケヤキ	昭和54年3月12日
78	市	有形	彫刻	木造金剛力士立像	昭和54年3月12日
79	市	有形	書跡	紙本墨書大般若経巻第528	昭和57年12月22日
80	市	記念物	天然記念物	東福寺のマキ	昭和54年3月12日
81	市	民俗文化財	無形民俗	湊神社祭祀ギョウカゴ囃子	昭和59年2月15日
82	市	民俗文化財	無形民俗	猿田彦煙火	昭和59年2月15日
83	市	民俗文化財	無形民俗	新居町細工花火	昭和60年2月25日
84	市	民俗文化財	無形民俗	諏訪神社手筒花火	平成6年4月27日
85	市	民俗文化財	無形民俗	橋本大般若経お経守	昭和60年2月25日
86	市	記念物	史跡	堂頭の松	昭和54年3月12日
87	市	記念物	史跡	風炉の井	昭和54年3月12日
88	市	記念物	史跡	旧東海道の松並木	昭和54年3月12日
89	市	民俗文化財	無形民俗	大倉戸のチャンチャコチャン	昭和57年12月22日
90	市	有形	古文書	斯波義雄書状	令和元年10月31日
91	市	有形	古文書	中山生心判物	令和元年10月31日
92	市	有形	古文書	中山生心判物	令和元年10月31日
93	市	有形	古文書	今川氏親禁制	令和元年10月31日
94	市	有形	古文書	長池親能禁制	令和元年10月31日
95	市	有形	古文書	朝比奈氏泰判物	令和元年10月31日
96	市	有形	古文書	今川氏真書状写	令和元年10月31日
97	市	有形	古文書	今川氏真判物	令和元年10月31日
98	市	有形	古文書	今川家朱印状	令和元年10月31日
99	市	有形	古文書	大原資良制札	令和元年10月31日
100	市	有形	古文書	大原資良書状	令和元年10月31日
101	市	有形	古文書	全阿弥書簡	令和元年10月31日
102	国(選択)	民俗文化財	無形民俗	新居のこと八日行事	昭和58年1月11日
103	市	有形	考古資料	浜名湖新居町沖湖底遺跡群【(セ)セラ遺跡(地区)・スモテ遺跡(地区)・西浜名橋遺跡(地区)】出土品	令和3年6月3日

(3) 歴史環境

a. 新居関跡を取り巻く歴史環境

【東海道】

7世紀後半から8世紀にかけての律令制下では官道の整備が進められ、東海道は豊橋市南部の高師原から新居を通り磐田市の国府へ抜けるコースに設けられたと考えられている。9世紀になると浜名湖から遠州灘に向かって注いでいた浜名川に浜名橋が架橋され、橋のたもとに橋本宿が形成された。

鎌倉時代以降、京都と鎌倉を結ぶ道として東海道の利用者が増加した。橋本宿は、京から鎌倉までのほぼ中間に位置して東西交通の要衝であったので、宿泊所として頻繁に利用された。

しかし明応7年(1498)から永正7年(1510)にかけての大地震と暴風雨により橋本宿が甚大な被害を受け、浜名湖に今切が開口して対岸の舞坂との往復に船が用いられるようになり、橋本宿は次第に衰退した。代わって、対岸の舞坂とを結ぶ渡船場が設置された新居が交通の要地となり、発展していくこととなる。

江戸時代になると、東海道は江戸幕府の支配下に置かれて宿駅制度をはじめとする様々な交通制度が整備された。江戸時代初期には将軍上洛の大通行が頻繁にあり、元和5年(1619)の徳川秀忠の上洛の折には、新居宿に将軍の休泊施設である御殿が設置された。寛永3年(1626)と同11年(1634)の家光上洛の際にも、新居の御殿が利用されている。

このような大通行を契機に、街道施設や宿駅制度の整備が進められた。幕府はこの宿駅制度を維持するために、近隣の村々に対し宿場の伝馬役を補助させる加宿・助郷役を課した。新居宿では元禄7年(1694)の時点で加宿として橋本宿、定助郷として中之郷村、内山村、鷺津村、古見村の4ヵ村と、大助郷として浜名湖西方の16ヵ村が指定されている。



図 2-14 橋本驛古図 (年代不明)

【今切渡船】

上記のように今切が開口して以降は、浜名湖南部地域では新居が交通の要衝の地となり、浜名湖の東岸と西岸を結ぶ今切渡船は極めて重要な交通機関となった。

永禄5年(1562)、当時この地を統治していた今川氏真は、宇布見(浜松市)の中村氏に船2艘を与え、この2艘分については今川氏の印判状があれば村櫛(浜松市)と新居に寄港する必要はなく、公用船として船頭の糧食や積み荷には税金を課さないという特権を与えている。このことから、当時、村櫛と新居では、通行する船から関銭を徴収していたことが推察できる。



図 2-15 東海道五十三次之内 荒井
(歌川広重 天保4年・1833)



図 2-16 東海道五十三次 荒井
(歌川広重 天保12年・1841)

また、永禄6年（1563）には、今川氏の家臣養徳院但阿が、今川家の家臣中安定安の非分を認め、浜名湖を渡船で渡る際の関銭についての詳細を記述した書状を出している。この書状には、弘治3年（1557）の新居関の関銭について記載されているので、少なくとも弘治3年には新居に関銭を徴収する組織があったことがうかがえる。この組織は十二座と呼ばれ、以後の今切渡船の運営に引き継がれている。

徳川家康は永禄11年（1568）に遠江国へ侵攻し、天正9年（1581）頃までに遠江国全域を支配下に置いた。家康は遠江の支配を進めている最中の天正2年（1574）に、今切渡船の船守衆へ、従来から慣行として認められている各種の特権を認める定書を下している。

天正18年（1590）からは、三河吉田城主池田照政が新居を含む浜名湖西岸地域を領有し、慶長5年（1600）まで東三河と浜名湖西岸地域の計15万2000石を支配した。この際、池田照政は東海道の整備に着手しており、その一環として文禄4年（1595）には、今切渡船の運営を新居の船守に任せるとともに船守の屋敷地10町2反の地子を免除している。

江戸時代になると、今切渡船は新居関所との関係から政治的に大きな意味を持ち、新居宿にとっても今切渡船が大きな収入源となった。今切渡船は12組の渡船組織によって運営され、一組の渡船組織は渡船役人30人、渡船数10艘を単位として、30人の渡船役人のうち1人を船頭頭、2人を添頭や付番と呼んでいた。すなわち今切渡船の運営に携わった渡船役人は総勢360人で、渡船数は120艘であった。そのうち1日当たりの担当は2組であり、一方を本番、他方を遊番と称し、7日目で本番と遊番が入れ替わっていた。また、一度に多くの船を必要とする大通行の場合には、浜名湖沿岸の村々のほか、遠く三河国渥美半島沿岸および三河湾に位置する村々から寄せ船を徴収して対応していた。

【新居宿】

① 新居宿の設置

慶長6年（1601）正月、徳川家康は東海道の宿駅を設置して伝馬の制を実施した。この時、宿駅に指定された場所には「御伝馬之定」や「伝馬朱印状」が下付されたが、新居宿にはどちらの文書も残っていない。しかし、対岸の舞坂宿に宛てた慶長6年の「御伝馬之定」の第二条に、「上口は新居まで、下は浜松まで」と記されており、慶長6年の時点で既に新居に宿駅が設置されていたことが分かる。

新居宿には「御伝馬之定」と同じ日付、同じ発給者名の「新船役免許状」が下付されている。今切渡船の運営が東海道の宿駅制度を維持するうえで重要であったことを考えると、新居宿ではこの「新船役免許状」が宿駅であることを証明したものと考えられる。

慶長6年に宿駅に設定されてから約100年間、新居宿は大元屋敷（現在の向島・柏原地区）と言われる浜名湖に突き出た舌状の半島に立地していた。その東端の浜名湖畔に関所が置かれ、そこからまっすぐ西へ延びる東海道を挟んで南北両側に町屋が建ち並ぶ宿場町を形成していた。当時の町並みは約11町50間（約1.3キロ）で、東から城町（後の泉町）、中町、西町と続き、西町のはずれに枳形があって、その西側が加宿の橋本村であった（図2-19）。

② 元禄・宝永の移転

新居宿は北・東・南の三方を湖面と遠州灘に囲まれていたため、たびたび津波や高潮の被害を受けた。なかでも元禄12年（1699）8月の暴風雨では関所をはじめ新居宿の城町が高潮被害に遭い、特に湖畔に立地した関所は大きな被害を受けた。新居周辺では、延宝8年（1680）にも高潮被害を受けていたことから、この元禄12年の被災で幕府は関所の移転を検討し、関所とともに新居宿の城町の移転を決定した。元禄14年（1701）7月に移転する関所の普請が始まり、続いて城町も同年10月に移転が完了した。関所は元の場所から約2町（約220m）ほど西の藤十郎

山に移転し、また城町は従来の中町の北側に移転した。こうしてそれまで東西方向に直線的に形成されていた新居の町並みは、南北方向にも広がりをもつようになった（図 2-19 の中図参照）。

元禄の移転から間もない宝永 4 年（1707）10 月 4 日、東海地方は大地震と津波に襲われた。新居宿一帯も大きな被害を受け、関所をはじめ宿場は壊滅状態となり、関所と宿場の総移転が行われることになった。関所と宿場の移転工事は宝永 5 年正月に開始し、関所の移転は 3 月 21 日、宿場の移転は 4 月に完了した。これより前の元禄 15 年（1702）に新居宿が吉田藩領となっていたため、新居宿の移転費用については土地の埋立て・整地分のみ吉田藩が負担し、町家の建設費は吉田藩からの拝借金で賄った。

宝永の総移転は、現在の泉町から源太山の間を弥太郎新田と呼ばれた水田地や、内山地先を埋め立てて行われた。新しい新居宿の地形造成を行うにあたり、吉田藩から作事奉行として土肥豊隆が派遣された。土肥豊隆は浜松や吉田のような城下町風の宿場形態を志したと言われている。そのため、新居宿の移転に際して、街道筋だけでなく裏通りにも町家が配された碁盤目状の街区に整えられ、その周辺に寺社を配置した計画的な町割りが行われた（図 2-19 の下図参照）。

宝永移転後の新居宿は、舞坂宿から海上 1 里半の今切渡船で関所構内の船着場に至る道のみとなった。関所大御門の外側の柵形に宿高札があり、この柵形から西方へ約 1 町半の町並みが泉町で、この泉町に旅籠屋が集中した。東海道は泉町の西のはずれで直角に南へ向かう柵形となり、ここに 3 軒の本陣があった。泉町の柵形を過ぎると中町、さらに南下すると西町へと至る。西町には江戸から 68 里余の一里塚がある。西町のはずれには二つの柵形があり、西側の柵形付近を棒鼻と言った。「東海道分間延絵図」によると、棒鼻には土塁が築かれ柵が設けられていたことが分かる。この棒鼻までが新居宿内で、関所からここまで 8 町 18 間（約 900 m）、宿内の往還の道幅は平均 4 間（約 7.2 m）であった。

③ 近代以降の新居

明治 2 年（1869）正月、明治新政府は関所の廃止を決め、同年 7 月に新居関所役人から静岡藩郡方へ関所建造物が引き渡された。明治 5 年（1872）7 月には江戸時代からの宿駅を引き継いだ伝馬所が廃止され、宿駅制度が廃止となった。

今切渡船は、江戸時代には新居宿の独占運営であったが、明治 6 年（1873）1 月に下り渡船は今までどおり新居、上り渡船は舞坂の運営に変わった。

次いで明治 14 年（1881）に舞坂・新居間に有料の浜名橋が架橋されると急速に今切渡船は衰退した。こうして従来の関所の町、宿駅制度、今切渡船運営などの交通都市として繁栄した新居も、その姿を大きく変貌することとなったのである。

明治 22 年（1889）に、東海道線の浜松・豊橋間が開通し、同年に鷺津に停車場が設置された。新居には当初停車場が設置されなかったものの、大正 4 年（1915）に新居町駅が開駅した。新居町駅の建設に際して、関所の東から駅敷地に至る約 1 万坪が埋め立てられ、この時に要した大量

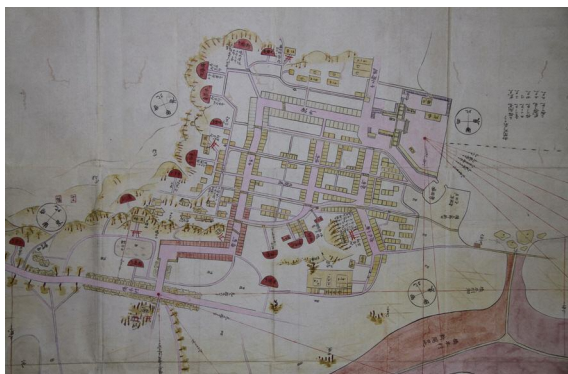


図 2-17 新居古図（安政年間）



図 2-18 写真乾板宝屋風景（大正～昭和初期）
右の松の辺りが関所

の土砂は周辺の源太山・大日山・天当山を切り崩すことで賄われた。新居でのこのような埋立てによる造成は、明治末頃から盛んに行われるようになり、昭和に入ってから引き続き行われた。これら造成の結果、新居の景観は江戸時代から大きく変化し、かつて新居関所に隣接していた浜名湖の湖岸線も遠く東方へ移動した。

大正時代以降の新居宿には歓楽街が広がっており、多数の飲食店や芸者置き屋が存在した。かつては歓楽街として県内でも有数のにぎわいを見せていた。

b. 新居関所の変遷とその概要

【関所の変遷】

① 関所の創設

江戸幕府による新居関所の創設時期については不明な点が多いが、一般的には徳川家康の將軍就任前の慶長5年(1600)説と6年説がある。前者は江戸中期頃成立の「今切御関所留」の記載を踏まえたうえで、慶長5年の関ヶ原の戦いにより東西関係が緊張し、そのため交通の要衝にあった新居に関所が設置されたとする説である。一方、後者は「寛政重修諸家譜」「譜牒餘録」等に記載される初代関所奉行の江馬一成の経歴や、彼の遠州地方における知行目録の発給が慶長6年7月19日付けであることに基づくものである。この問題については記録や史料に記載された内容だけでは判断できず、当時の社会情勢や、前述したように慶長年間以前にも新居に関所があったことも考慮する必要がある。確かな年代については後学の研究を待たなければならないが、本計画では関ヶ原の戦い直後の慶長5年に、従来の関所を再構築したと考えておきたい。

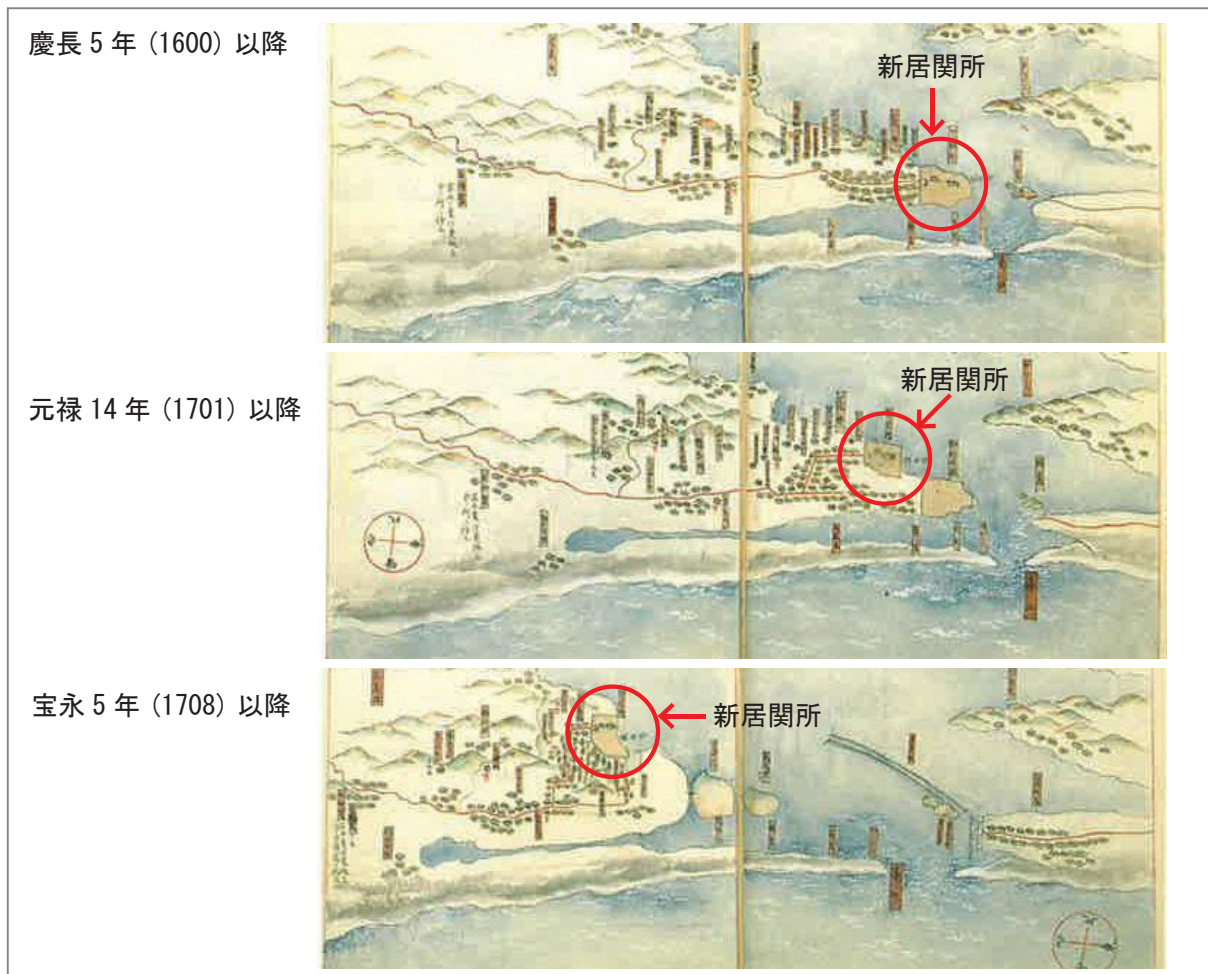


図 2-19 新居関所の移転「浜名湊変地図」(部分)
(江戸時代後期)

② 元禄の移転

前述のとおり、元禄12年(1699)8月の暴風雨をきっかけに、関所および新居宿城町は元の場所から2町(約220m)ほど西の藤十郎山に移転した。この付近は通称「中屋敷」と言われている。関所の移転普請は元禄14年(1701)7月19日に始まり、10月20日に完成した。また移転完了後の元禄15年(1702)閏8月16日、幕府は移転に際し御手伝普請を担当した吉田藩主久世重之に対し、今後の今切関所の管理を任せると同時に、新居宿周辺の村々を吉田藩領に編入した。

③ 宝永の総移転

元禄の移転から数年後の宝永4年(1707)10月4日、東海道・南海道沖を震源地とする地震が発生した。その規模はマグニチュード8.4と推定され、地震に加え津波が発生したことから太平洋岸をはじめとする広範囲で被害があった。この宝永地震による被害は上記の元禄12年の暴風雨災害以上で、関所および新居宿は壊滅的な被害を受けた。この地震の後、関所・新居宿の移転が決定すると、移転先となった中之郷村と同様、飛び地の弥太郎新田、内山村、橋本村に対しては元新居の一部を交換で引き渡すことになった。

関所の移転普請は宝永5年(1708)正月に始まり、2月21日には早くも完成したが、宿場の移転に手間取ったため新しい関所の面番所での検閲は4月1日から行われた。

④ 安政の改築

嘉永から安政年間には巨大地震が頻発した時期であり、これらは総称して一般に安政の大地震と呼ばれている。新居周辺は嘉永7年(安政元年、1854)11月4日の安政東海地震にともない発生した津波により関所が倒壊し、その後1丈(約3m)の津波が押し寄せ、甚大な被害を受けた。

倒壊した関所建物は安政2年(1855)に建て替えられた。宝永移転の際は普請奉行として幕府から役人が派遣されたが、この安政大地震の時は幕府からの諸役人の派遣はなく、普請はすべて新居関所役人の手によって計画され、大工や請負人には地元の人々が当てられた。この時普請に従事した人々の名を記した棟札が、現在新居関所史料館に保管されている。工事の竣工は安政5年(1858)であったが、この際に改築された関所建物のうち、面番所、書院、下番勝手が原形や位置をとどめたまま現在に受け継がれている。



図 2-20 棟札 表(左)、裏(右)
安政2年(1855)

【関所の管理と運営】

① 幕府直轄時代

江戸時代の新居関所の歴史は、その管理のあり方から大きく二期に大別できる。すなわち慶長5年(1600)の関所設置以後の約100年間と、元禄15年(1702)閏8月から明治2年(1869)の関所廃止までの約170年間である。前者は幕府によって直接管理され、後者は三河国吉田藩に管理が移管された時期であった。

幕府直轄時代には、管理責任者として新居関所奉行が任命されていた。関所奉行の初代は、江馬与右衛門一成であり、彼の死後は長子である江馬与右衛門秀次が関所奉行に任ぜられた。しかし江馬親子が関所奉行を務めていた時期は、関所奉行としての役割が制度化していなかったらしく、新居関所の管理・支配方法には不明な点が多い。また、両者の関所奉行の任期期間中には、記録上では2年間の空白期間がある。

元和5年(1617)に服部左助政重・服部権大夫政信の兄弟が三代目の関所奉行に就任した。この頃から関所の諸機構が整理され、奉行の役屋敷も今切を隔てた湖東の志都呂村に建造された。服部政重・政信の時代に始まった関所奉行2人制は、寛文4年(1664)、2人のうち一方の関所奉行であった土屋利次が奈良奉行へ転出するまで続いた。その後、元禄9年(1696)2月、再び関所奉行が2人制となったが、これは従来の2人制とは異なり両名が隔年交代で勤務する形式を採った。

関所役人の構成は江馬親子の時代は詳らかでないが、元和5年(1617)の服部政重・服部政信の時代は、各関所奉行の家来を関所の運営にあたらせていたと考えられている。その後、慶安元年(1648)、服部中保俊・佐橋甚兵衛吉次の代になって幕府から直接与力・同心が配属されることになった。それぞれの関所奉行に与力6騎・同心20人ずつが配属されたため、配属数合計は与力12騎・同心40人であった。

寛文4年(1664)に関所奉行が1人制に復すと、2組に別れていた与力・同心は関所奉行本多彦八郎助久の下に配属された。前述のとおり、元禄9年(1696)2月に再び関所奉行が2人制となったが、2人は隔年勤務であったため、与力・同心はその年に勤務する奉行に配属された。そしてこの時与力3騎・同心10人が増員され、合計与力15騎・同心50人の体制となった。

② 吉田藩の移管時代

元禄15年(1702)閏8月16日、幕府は三河国の吉田藩主久世出雲守重之に対し、新居関所の管理を命じた。新居関所の吉田藩への移管にともない関所奉行制が廃止され、奉行に附属した与力・同心は江戸へ引き上げ、江戸町奉行の丹羽遠江守長守の下に配属された。

この時期に関所が吉田藩へ移管された最大の理由は、関所機能の再編強化にあったと考えられる。綱吉政権下のこの時期は、江戸時代初期に続いて大名の改易・転封など強力な大名統制を強めた時代であり、新居関所の運営管理を吉田藩に任せることでその機能を強化する意図があった。同時に、この時期は幕府財政が悪化していたので、その節減も移管の理由の一つであったと考えられる。こうして明治2年(1869)正月に関所が廃止されるまで、新居関所は吉田藩によって管理されることになった。

新居関所の吉田藩移管にともない、吉田藩は江戸町奉行に配属されることになっていた旧関所役人の中から関所運営に精通した与力・同心を吉田藩士として召し抱えることにした。この時吉田藩士となったのは、与力の五味六郎左衛門と同心の神田四郎兵衛・服部加左衛門・鈴木次郎右衛門・神田新助・加藤忠太左衛門・中村源左衛門の7名であった。彼らは「貰請け役人」と言われ、これ以後、吉田藩主の転封に関係なく、子孫が代々関所運営に携わった。

吉田藩管理下の関所役人の構成は時期により多少の変動があったが、おおむね者頭(番頭)、組足軽、給人(馬廻り)、下改、関所足軽、改女等、40～50人の役人が勤務した。このうち、関所足軽と改女以外は関所から半町ほど北方の中之郷村の北屋敷と呼ばれる場所に居住した。

者頭は関所の最高責任者であり、定員は2名であった。そのうち1名は番頭とも呼ばれ、五味六郎左衛門が吉田藩内でも家老に次ぐ地位にあって代々世襲した。残る1名の者頭は吉田藩から派遣されていた。この2名の者頭の下には10人ずつ計20人の組足軽が直属し、一方を北組、他方を南組と呼称していた。

馬廻りとも呼ばれた給人は8～9人ほどいて、関所手形などの重要書類の保管のほか、門・木戸の開閉を指示するなど、関所では者頭に次ぐ地位であった。この給人は、者頭の帰宅後には者頭に代わって関所を運営差配した。

下改は6～8人で、彼らは通行人の改めに専念するとともに、足軽への上役の指示の取次ぎ等に当たった。この下改以上の関所役人は、勤務中にお茶をのむことが許された。

関所足軽と改女はそれぞれ2名ずついて、関所構内の女改之長屋に居住した。関所足軽は関所番や長屋の者とも呼ばれ、関所の武具の管理や者頭・給人の使い走りを行った。改女は主に女性

の通行人の髪改めを行っており、関所足輕の妻か、あるいは母が勤めた。

【関所の機能】

新居関所では、通行する人や鉄砲の検閲を第一に行った。関所を通過する際には通行許可証である関所手形が必要であり、その種類には女・乱心・手負・囚人・首・死骸・鉄砲手形等があった。関所の検閲の中で特に重要であったのが、女性と鉄砲の検閲であった。前者は人質である大名の妻子が国元へ帰ることを防ぐためであり、後者は江戸での治安維持が目的であったと言われている。「女改め」と「鉄砲改め」である。また今切付近には今切湊^{みなと}があり、この湊を出入りする廻船の検閲を行う「船改め」も、新居関所の役割であった。

① 女改め

江戸時代の全国に配置された関所のほとんどは、「出女」と言って、江戸方面から出て行く、東海道であれば京都方面へ向かう女性を検閲の対象とした。しかし新居関所の場合は、「出女」だけではなく、江戸方面へ向かう女性も「出女」と同様の検閲対象であった。

女改めの場合は、まず女性が関所に到着すると、その女性を連れた人が女手形を関所役人に提出する。提出された手形は最初に者頭が確認し、次に給人が一覧する。その後手形は者頭に返却され、今度は手形署名者の印判を調べる。者頭が確認した後、手形は再度給人へ渡され、給人は関所に備え付けられている印鑑箱の中から判鑑と手形に押されている印判とを照合し、さらに字のかすれ等を吟味する。この一連の中で、手形発行者や印判、記載事項に相違が見つかった場合は、それぞれ出所違い、印鑑違い、記載違いであるとして、通行は許可されなかった。

関所役人が手形を確認する一方で、面番所前の広場には2名の足輕が出て、乗物で来た女性については乗物のまま面番所の下手に並ばせ、駕籠や馬で来た女性については面番所の板縁に腰をかけさせておく。そうした後、改女がまず乗物から取調べを行い、次に板縁に控えさせた女性の髪を解かせて取調べを行った。このような取調べのほかに、公家や大名の妻などの身分が高い女性に対しては、特別に本陣で女改めを行った(本陣改め)。この際には関所の改女ではなく、本陣の妻や母親が改女の代理を務めることになっていた。

男性が関所を通過する際は、原則として名前を聞く程度で至って簡単なものであった。特に武家に対しては簡便に済まされ、庶民でも往来手形という旅行証明書のようなものがあればたちに通ることができた。

② 鉄砲改め

新居関所での鉄砲改めは、江戸へ出て上方へ向かう上りの場合と、その反対の下りの場合(入鉄砲)では、取扱いが異なっていた。江戸方面から京都方面へ向かう鉄砲は原則として鉄砲手形の必要はなく、大量の鉄砲を移送する場合でもそのことを関所へ届け出ればよいことになっていた。しかし、逆に江戸方面に下る入鉄砲については、格段に厳しい取調べが行われていた。

入鉄砲として関所を通る際には、二とおりの検閲方法があった。一つが「置手形^{おき}」の制度である。これは幕府の要職や大藩主に対して適用されるもので、一度鉄砲を持参して江戸から上方へ向かい、同じ年や翌年に再び江戸へ帰ることが明らかな場合には、その旨を記した手形を前もって関所に提出しておけば、下りの際にはその置手形との照合を受けるだけで江戸方面へ鉄砲を持ち込むことができた。

一般の大名や武士等が、置手形を用いずに江戸へ鉄砲を持参したい場合には、すべて幕府老中が発行する鉄砲手形を必要とした。

③ 船改め

他国の廻船が遠州灘を航行して今切湊へ入港すると、新居関所では足輕2名を派遣し、船改め

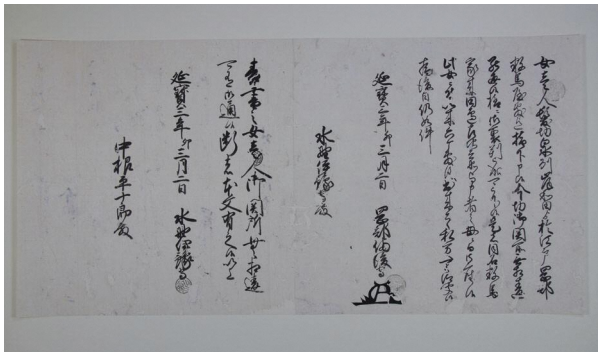


図 2-21 女手形 延宝 3 年（1675）

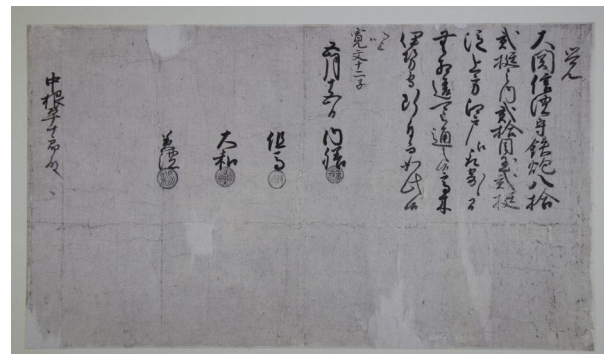


図 2-22 鉄砲手形 寛文 12 年（1672）

を行った。船改めでは水主の人数と積荷の量を報告するとともに、女性や鉄砲を積んでいないことを誓約した「入津手形」を提出することが義務付けていた。同様に、地元の廻船が出港する場合にも船改めが行われ、女性、鉄砲、そのほか不審者や不審荷物を積んでいないことを約束した「出船手形」を必要とした。

このように新居関所では陸上交通とともに、海上交通の取調べにもあたっていた。

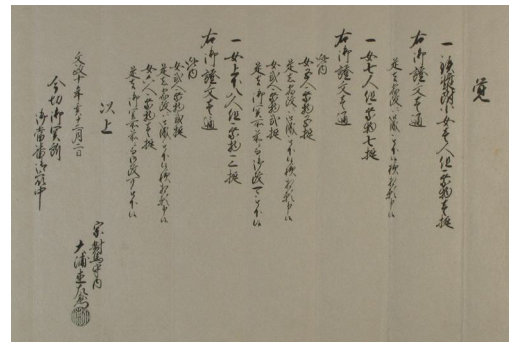


図 2-23 入津手形 文政 10 年（1827）

【廃関とその後の新居関所】

① 関所の廃止

嘉永 6 年（1853）のペリー来航をきっかけに幕府はその権威を急速に低下させ、文久 2 年（1862）閏 8 月に参勤交代制を緩和した。これによって大名の妻子の帰国が自由になると、同年 11 月にはその検閲機関である関所の通行規定も緩和した。すなわち、従来は大名の妻子が帰国する場合には幕府留守居の手形が必要であったが、この緩和令により大名家来の証文に留守居が裏書をすることで通行できるようになった。

ところが、幕府は元治元年（1864）の長州征伐を機に再び強硬策に転じ、9 月には参勤交代制を従前の規則に戻し、さらに 12 月には諸国関所の検閲方法を従前に戻すように通達した。しかし諸大名はこの命令に従わず、幕府権威の失墜は決定的なものとなった。そして慶応 3 年（1867）7 月、関所通行規定が大幅に緩和され、関所は実質的にその役割を失うことになった。

明治 2 年（1869）正月、新政府は諸道の関門の廃止を決定した。新居関所へは正月 27 日に廃止決定の通達が届けられたが、翌 2 月 5 日の吉田藩の通達では「陽ニ廃止、陰ニ守衛、兵備置候様仕度奉存候」とあり、表向きは廃止としながらも、実際には番人を置いて守衛していたことが分かる。その後、同年 5 月には関所守衛のための経費も打ち切れ、7 月に新居宿周辺が静岡藩へ移管されると、新居関所は 8 月 2 日までに静岡藩郡方役所の鈴木幸一郎へ引き渡された。

② 新居関所の保存

明治 2 年の廃関後、旧幕臣の深津登門が関所建物を利用して士族の子弟や庶民に読み・書きなどを教えていたというが、その実態についてはよく分かっていない。

翌 3 年 7 月には静岡藩の布令に基づき、静岡・沼津・田中・小島・掛川・浜松・横須賀・相良・中泉とともに新居に修業所が設置されることになり、旧関所の建物が使用された。さらに明治 5 年（1872）8 月の学制頒布に基づき、新居では明治 6 年 5 月に隣海院に小学校が開校していたが、同年 6 月の浜松県小学校設置令にともないその小学校を旧関所内に移転し、77 番新居学校として開校した。



図 2-24 新居尋常高等小学校時代の関跡
大正 3 年 (1914)



図 2-25 昭和時代の関跡

こうして関所建物は、大正 5 年 (1916) までは新居小学校、昭和 26 年 (1951) までは新居町役場として使用された。この間、大正 10 年 3 月 3 日に内務省より史跡名勝天然記念物に指定され、さらに昭和 30 年に国の特別史跡に指定され、現在まで文化財として保護されている。

c. 新居関所構内建造物の概要

安政期の新居関所構内の建物は、検閲業務を行う中枢の関所建物と、その周囲に立地する附属施設の 2 種類に分けられる。江戸時代を通じて関所建物の中枢は面番所棟、書院棟、上番勝手棟、下番勝手棟、の 4 棟であったが、現在はこのうちの上番勝手棟を除く 3 棟が残存している。以下、各建物の用途や概要について記載する。

【書院棟】 (図 2-26 ①, ②, ③)

書院棟には 8 畳間の御書院と 6 畳間の次之間の二間があり、いずれにも床の間が付設されている。文化 2 年 (1805) 6 月、吉田藩主松平信明は江戸からの帰国の途中、渡船場から上がった後で関所の書院を利用している。本陣改めを行う本陣の妻の神文願いの際に、書院棟を使用することもあった。このことから、書院棟は公的な対面の場であるとともに、公式行事を行う場でもあったと考えられる。昭和 31 年度に大規模な復元改修工事を行っている。

【面番所棟】 (図 2-26 ④, ⑤, ⑥, ⑦, ⑧)

書院次之間から 2 畳の廊下を隔て南側が面番所棟である。面番所棟は、関所建物の中で検閲機能を有する公の場所にあたる。東から 10 畳の上之間、20 畳の中之間、25 畳の次之間の三部屋に分かれ、各部屋には床の間が付設されている。なお、中之間は上番所、次之間は下番所あるいは下改番所とも呼ばれた。

近藤恒次『東海道新居関所の研究』(1969 年・橋良文庫)の巻頭図版に掲載された「新居御関所平面図」には面番所での関所役人の座席位置が記されている。この絵図の存在や成立年代は不明なところがあるが、これによれば上之間には関所役人は配置されておらず、中之間には者頭 1 名と給人 3 人、次之間には下改 2 名と同心 (足軽) 小頭 1 名のほか、同心 4 名が描かれており、役職によって使用する部屋が分けられていたことが分かる。また、中之間の床の間には 25 張の弓、次之間の床の間には 25 挺の鉄砲が常備されていた。

【上番勝手棟】 (図 2-26 ⑨, ⑩, ⑪, ⑫)

面番所の北側には、かつて棟続きで上番勝手棟が設けられていた。この上番勝手棟は廃関後しばらくして取り壊された。上番勝手棟には 12 畳の上番勝手と 8 畳の御用達場、9 畳の台所に分

かれていた。上番勝手は給人勝手とも呼ばれ、関所建物で執務する給人の控室になっていた。

上番勝手の東側には8畳の御用達場がある。この御用達場は海辺改め実施の通達や慣例に関する話し合いが行われたほか、町方や宿方に関する用件を伝達する場としても用いられていた。このことから、御用達場は関所御用の場であるとともに、関所に入出入りする人々の御用達の場であったと考えられる。

上番勝手と御用達場の北側には9畳の台所があり、その西側に土間が付設していた。今切関所平面図には、台所の北側に4つに区切られた長方形の区画が描かれているが、これらについての詳細は記載されておらず、また土間についても詳しい用途が記されていない。しかし、平面図と同時期に描かれたと推測できる「今切御関所拾分壺之割図」（磐田市教育委員会蔵）から、左端の区画は水流しで、残りの3区画は押入であること、さらに台所の西側の土間については釜屋であることが分かる。

【下番勝手棟】（図 2-26 ⑬, ⑭）

下番勝手棟には8畳の下番勝手、その北側に8畳の同心休息所が続いている。下番勝手は下改勝手とも呼ばれ、面番所棟の次之間（下番所・下改番所）で執務する下改の控室であった。また、同心休息所は足軽勝手とも呼ばれ、者頭に附属した足軽の休憩所であった。

【船会所】（図 2-26 ㉓, ㉔）

面番所の西側に路次塀があり、その西側が船会所（今切関所平面図には「船頭会所」）であったが、これも廃関直後に取り壊された。天保14年（1843）頃の『東海道宿村大概帳』には「人馬継問屋場壺ヶ所 但船会所兼」とあり、人馬継立業務を担った問屋場が船会所を兼務していたことが分かる。今切関所平面図に描かれた中央の土間を挟んで西側が船会所で、記載はないが東側が人馬会所であったと考えられる。新居宿は、今切渡船場を控えた宿場であったことから、人馬継立業務に加え渡船業務が重要な任務であり、夜間の公儀御用の通行に差し支えないように関所の中に会所が置かれていた。

【大御門】（図 2-26 ㉔）

船会所の西側に位置するのが大御門である。平面図では大御門は冠木門として描かれているが、江戸時代には門の形態にも時代により変遷があった。大御門も廃関後に取り壊されが、平成27年（2015）に復元された。

【女改之長屋】（図 2-26 ㉕）

大御門から北へ土台付笠木柵と板塀が続いたところにあるのが女改之長屋であった。今切関所平面図には「女改人長屋」とあり、棟続きの建物内に同一の間取りの部屋が南北に2軒分連なっている。屋根は杉板を使用した柿葺きこけらぶであった。この女改之長屋も廃関後に取り壊されたが、令和2年（2020）に復元された。

女改之長屋は女改めを行った改女の住居で、夫は関所の雑用などを行う足軽であったという。2軒分の長屋であったのは、改女が2人いたことによる。本陣改めを行う本陣の妻の神文願いに際し、裏御門から入った関係者の待機場所としても利用されていた。

【裏御門】（図 2-26 ㉖）

女改之長屋から北の板塀に続いて裏御門があった。今切関所平面図には屋根のついた南側が開口門として描かれている。文化2年（1805）4月の『今切御関所御普請仕様帳二』には、軒高8尺・桁行2間の塀子門であったという。この裏御門も廃関後に取り壊されたが、平成29年（2017）

に復元された。

関所役人は関所の北側に位置する中之郷村の役屋敷に居住し、そこから関所へ通っていたことから、裏御門は関所役人が勤務する際の通用門として利用されていた。また前述のように、本陣改めを行う本陣の妻の神文願いの際には裏御門から構内へ入っていることから、住民の関所御用に際しても利用されていたと考えられる。

【土蔵】（図 2-26 ㊦）

関所建物から北側に少し離れたところに土蔵があったが取り壊された。一般的に解釈すれば、土蔵には関所に関する道具類が保管されていたと考えられるが詳細はよく分からない。

ただ、安政3年（1856）に下改となった山本忠佐が書き写した記録によると、土蔵を開けるときは者頭へ申し出て封印を受け取り、長屋の者（関所足軽）に鍵を渡し、さらに当番の役方が刀を携帯し同行した。そして御用が済めば元のように土蔵に封印し、そのことを者頭に報告する、とあり、土蔵の開閉は厳重な監視の下に行われていたことが分かる。こうしたことから土蔵は単なる道具類の保管機能だけではなく、重要書類等の保管場所でもあったと推測される。

表 2-3 今切関所平面図記載の名称一覧

番号	名称	長さ・広さ
1	御書院	八畳
2	次之間	六畳
3	(二畳之間)	二畳
4	上之間	十畳
5	中之間	二十畳
6	次之間	二十五畳
7	床	—
8	(三畳之間)	三畳
9	御用達場	八畳
10	上番勝手	十二畳
11	臺所	九畳
12	土間	—
13	下番勝手	八畳
14	同心休息所	八畳
15	長柄掛	—
16	棒掛	—
17	三ツ道具建	—
18	板塀	一間
19	板塀	一丈

番号	名称	長さ・広さ
20	(板塀)	二間
21	踏次	—
22	水溜	—
23	船頭會所	—
24	土間	—
25	板塀	一丈一尺
26	女改入長屋	—
27	尖柵	長五間四尺
28	裏御門	—
29	板塀	五尺
30	板塀	二間
31	笠木土臺付柵	長六間
32	笠木土臺付柵	長拾一間
33	(無記名)	三間半
34	大御門	二間五尺二寸
35	(無記名)	三間五尺
36	尖柵	長四間
37	尖柵	長七間
38	同断	三間

番号	名称	長さ・広さ
39	笠木土臺付柵	九間
40	御高札	—
41	笠木土臺付柵	長五拾四間半
42	角尖柵	長・広 二間
43	尖柵	長拾一間半
44	船着場土留石	長四拾壹間
45	同断	—
46	同 土留木	長同断
47	尖柵	一丈
48	石垣	五間
49	尖柵	長五間三尺
50	尖柵	長三間
51	尖柵	長拾二間二尺
52	笠木土臺付裏板柵	長七間一尺
53	笠木土臺付柵	長七間五尺
54	尖柵	長三拾三間半
55	土蔵	二間
56	井戸	—
57	袖	二間

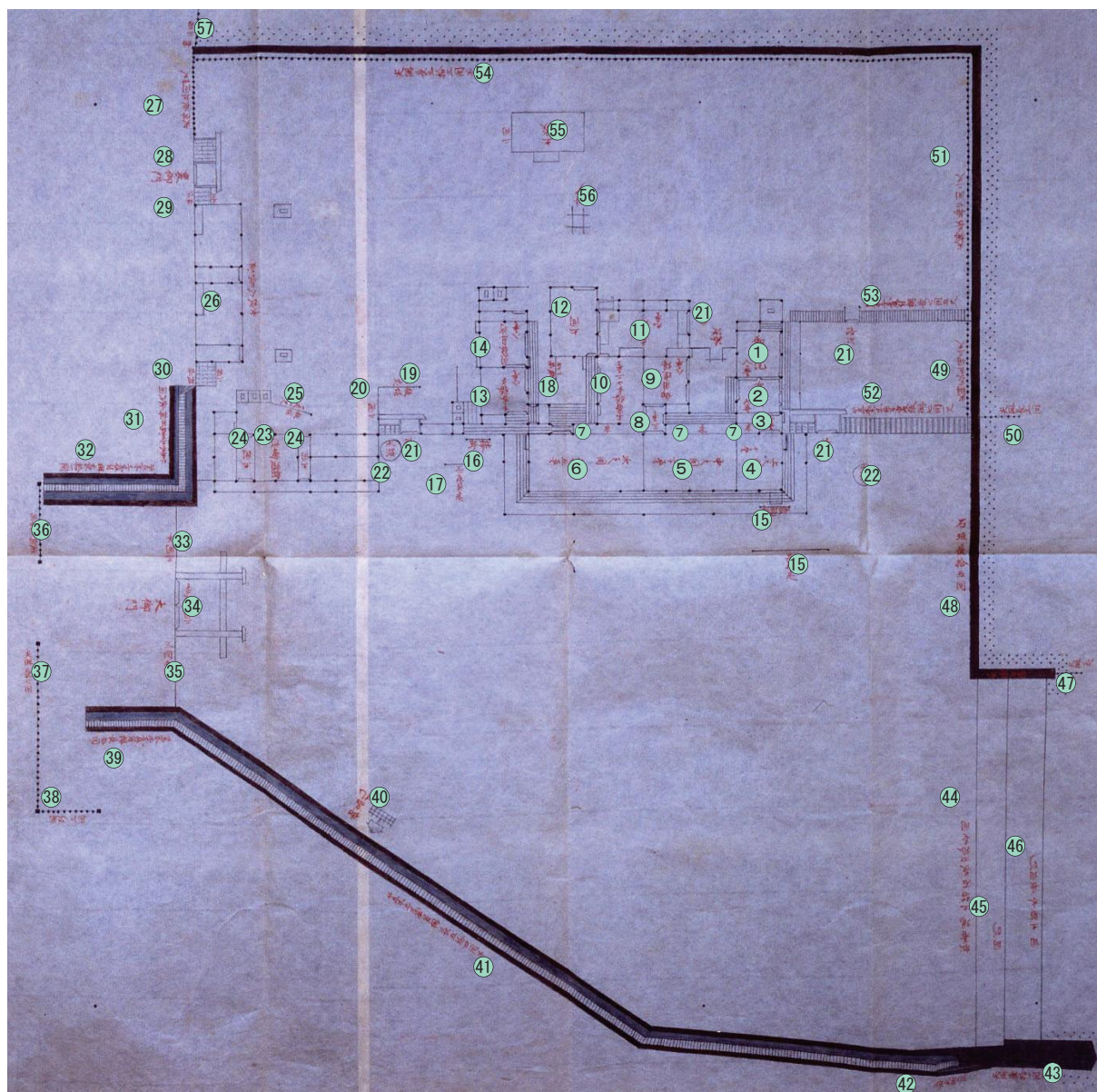


図 2-26 今切関所平面図 (安政 5 年・1858 建替以降)

第5節 特別史跡指定後の調査成果と整備経過

(1) 調査成果

新居関跡では史跡整備や周辺の遺構の残存状況、関所建物の構造把握を目的として、これまでに何度か建造物調査や発掘調査、文献調査を行ってきた。その結果について、これまでに刊行された報告書は合計19冊である(表2-4)。以下、これまでに実施した調査の概要について記載する。

表2-4 報告書一覧

報告書番号	図書名	発行	発行年
①	特別史跡新居関跡修理工事報告書	(財)文化財建造物保存技術協会	昭和46年
②	特別史跡新居関跡 発掘調査概要	新居町教育委員会	平成元年
③	特別史跡新居関跡 -平成5年度遺構調査の概要-	新居町教育委員会	平成6年
④	特別史跡新居関跡 -平成6年度発掘調査概報-	新居町教育委員会	平成7年
⑤	特別史跡新居関跡調査報告書Ⅰ	新居町教育委員会	平成8年
⑥	特別史跡新居関跡調査報告書Ⅱ	新居町教育委員会	平成9年
⑦	特別史跡新居関跡 記念物保存修理・一般事業概報 -平成10年度-	新居町教育委員会	平成11年
⑧	特別史跡新居関跡 発掘調査概報 -平成12年度保存修理事業-	新居町教育委員会	平成13年
⑨	特別史跡新居関跡 発掘調査概報 -平成14年度保存修理事業-	新居町教育委員会	平成15年
⑩	特別史跡新居関跡 発掘調査概報 -平成15年度保存修理事業-	新居町教育委員会	平成16年
⑪	特別史跡新居関跡 保存整備事業報告書Ⅰ -渡船場・護岸整備事業-	新居町教育委員会	平成18年
⑫	特別史跡新居関跡 発掘調査報告書Ⅲ	新居町教育委員会	平成18年
⑬	特別史跡新居関跡 発掘調査報告書Ⅳ	新居町教育委員会	平成19年
⑭	大御門復元に伴う史跡調査委託事業 国特別史跡 新居関跡復元整備に関する文献資料集	新居町教育委員会	平成19年
⑮	新居関跡 第12次・第13次発掘調査概要	新居町教育委員会	平成22年
⑯	新居関跡-第12次～第15次調査・遺構-	湖西市教育委員会	平成25年
⑰	新居関跡(静岡県埋蔵文化財センター調査報告第40集) -平成22度(国)301号社会資本整備総合交付金事業及び平成23・24度(国)301号地域自主戦略交付金事業に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書-	静岡県埋蔵文化財センター	平成25年
⑱	市内遺跡発掘調査報告書 -平成23・24年度-	湖西市教育委員会	平成25年
⑲	特別史跡新居関跡保存整備事業報告書Ⅱ -大御門・女改之長屋等整備事業-	湖西市教育委員会	令和4年

a. 発掘調査の成果

新居関跡に係る発掘調査は、特別史跡指定地内外で計 19 次にわたって実施した（図 2-28・表 2-5）。

史跡整備を目的に実施した第 4 次調査から第 10 次調査までは、当時の町有地であった関所建物の周辺で行った。調査では、主に関所建物東側で渡船場や東護岸に関連する遺構が、西側で女改之長屋や船会所、大御門に関連する遺構が見つかり、北側では土蔵や裏御門、上番勝手棟のほか、北側護岸に関連する遺構が見つかった。この一連の調査により、新居関跡の構内建物の構造や変遷過程、江戸期の構内範囲等が明らかになった。また、調査で検出された建物遺構は江戸時代の絵図や史資料と合致する部分が多く、その絵図や史資料の正確さを示す契機にもなった。

第 11 次調査から第 18 次調査までは新居関跡の南側を走る国道 301 号整備事業およびそれに関連して進められた史跡整備事業を目的に実施した。主な調査地点は新居関所西側に存在した枳形とその周辺部であり、調査の結果、枳形に付随する土塁や石垣、柵列等の遺構が見つかった。これら一連の調査で得られた成果が基となり、平成 26 年度に大御門周辺と国道南側の枳形の一部が特別史跡に追加指定されている。

なお調査で見つかった遺構のうち、現在の特別史跡指定地内に存在する遺構は、調査後に浜砂等で養生した後、地下に埋め戻しを行っている。また特別史跡指定地外の調査地点のうち、第 3 次および第 12 次調査地点は浜砂で養生の後に埋め戻しを行っており、現在も店舗の地下に保存されている。第 19 次調査地点も同様に埋め戻しを行っており、現在は新居関所史料館の第 2 駐車場として利用している。第 17 次調査地点は道路工事に際して記録保存のために実施され、調査後に一部が保存されることとなったものの、残りの地点は消滅している。



図 2-28 発掘調査位置図

表 2-5 新居関跡における調査履歴

調査次数	調査年次	調査原因	調査機関	主な検出遺構	報告書 番号
第1次	昭和61年度	店舗移転	新居町教育委員会	明治時代の埋立層	②③
第2次	昭和61年度	史料館増築	新居町教育委員会	東側護岸	②③
第3次	平成5年度	町有地管理	新居町教育委員会	焼土層、整地土層	③
第4次	平成5～7年度	史跡整備	新居町教育委員会	土蔵跡、北側護岸、井戸	③④
第5次	平成10年度	史跡整備	新居町教育委員会	東護岸、渡船場、硬化面	⑦
第6次	平成12年度	史跡整備	新居町教育委員会	東護岸、丸太杭列、旧浜名湖湖底面、船着場、硬化面、通路面	⑧⑩
第7次	平成14年度	史跡整備	新居町教育委員会	船会所、女改之長屋、大御門、裏御門、土塁	⑨⑫
第8次	平成15年度	史跡整備	新居町教育委員会	上番勝手棟跡、地盤礫面	⑩⑫
第9次	平成16年度	史跡整備	新居町教育委員会	関所建物南側地盤礫面・硬化面、石列、通路	⑫⑬
第10次	平成17年度	史跡整備	新居町教育委員会	大御門礎盤石の一部、柵跡、北護岸、東護岸	⑫⑬
第11次	平成20年度	国道301号整備事業 (確認調査)	静岡県教育委員会	地盤礫面、遺構面	—
第12次	平成21年度	店舗兼住宅建設	新居町教育委員会	硬化面	⑮⑯
第13次	平成21年度	町有地整備	新居町教育委員会	柵列、石垣、硬化面	⑮⑯
第14次	平成21年度	町道付替	新居町教育委員会	柵列、北側柵形土塁、地盤礫面	⑰
第15次	平成21年度	町有地整備	新居町教育委員会	南側柵形土塁	⑰
第16次	平成22～23年度	国道301号整備事業	財静岡県埋蔵文化財調査研究所（平成22年度）・ 静岡県埋蔵文化財センター（平成23年度）	南側柵形土塁・石垣、地盤礫面、硬化面	⑰
第17次	平成23年度	遺構確認	湖西市教育委員会	大御門北側本柱跡、北側柵形土塁、柵形南側土塁、石垣	⑱
第18次	平成23年度	史跡整備	湖西市教育委員会	関所建物南側地盤礫面、通路面、石列	⑱
第19次	令和元年度	市有地処分	湖西市教育委員会	焼土層、硬化地盤面	—

b. 史資料調査の成果

新居関跡の整備事業や発掘調査と並行して、絵図や古文書等の史資料調査を行っており、調査で得られた成果は発掘調査で検出した遺構の特定や、復元建物の意匠・構造を検討するために用いてきた。

関所絵図の調査成果は、『特別史跡新居関跡調査報告書Ⅰ』に詳細を記載している。この時の絵図調査では「新居御関所平面図」と「今切関所平面図」の作成年代について検討が行なわれ、それまで安政2年（1855）の関所改築後の作成であると認識されてきた「新居御関所平面図」の作成年代が天明以前であること、「今切関所平面図」の作成年代が関所改築後の文化期以降であることが考察されている。

新居関跡に関する文献史料は、昭和62年に刊行された『新居町史：別巻関所資料編』と平成19年度に刊行された『国特別史跡新居関跡復元整備に関する文献資料集』に収録されている。前者は江戸幕府の関所関連法令や関所役人が記した諸記録、および町方・地方文書をはじめとする新居関所に関する史料を中心に収録しており、後者は新居関所の建替えや構造・構築物等に関わる史料を中心に集成・掲載している。

また復元検討委員会において、主要な4カ所の関所（新居、箱根、木曾福島、碓氷・図2-29）それぞれの絵図の比較検討が行われ、4カ所の関所すべてに共通する建物がある一方で、それぞれの立地や機能に応じて独自の建物があったことが判明した。新居関所では、構内に渡船場、女改之長屋、船会所が設置されていたこと、大御門が西側にのみ設置されていたこと、物置として独立した土蔵が設置されていたことがほかの3カ所にはない独自性であり、これは浜名湖沿岸の渡船場に立地されたという地理的特性を大きく反映していると言える。

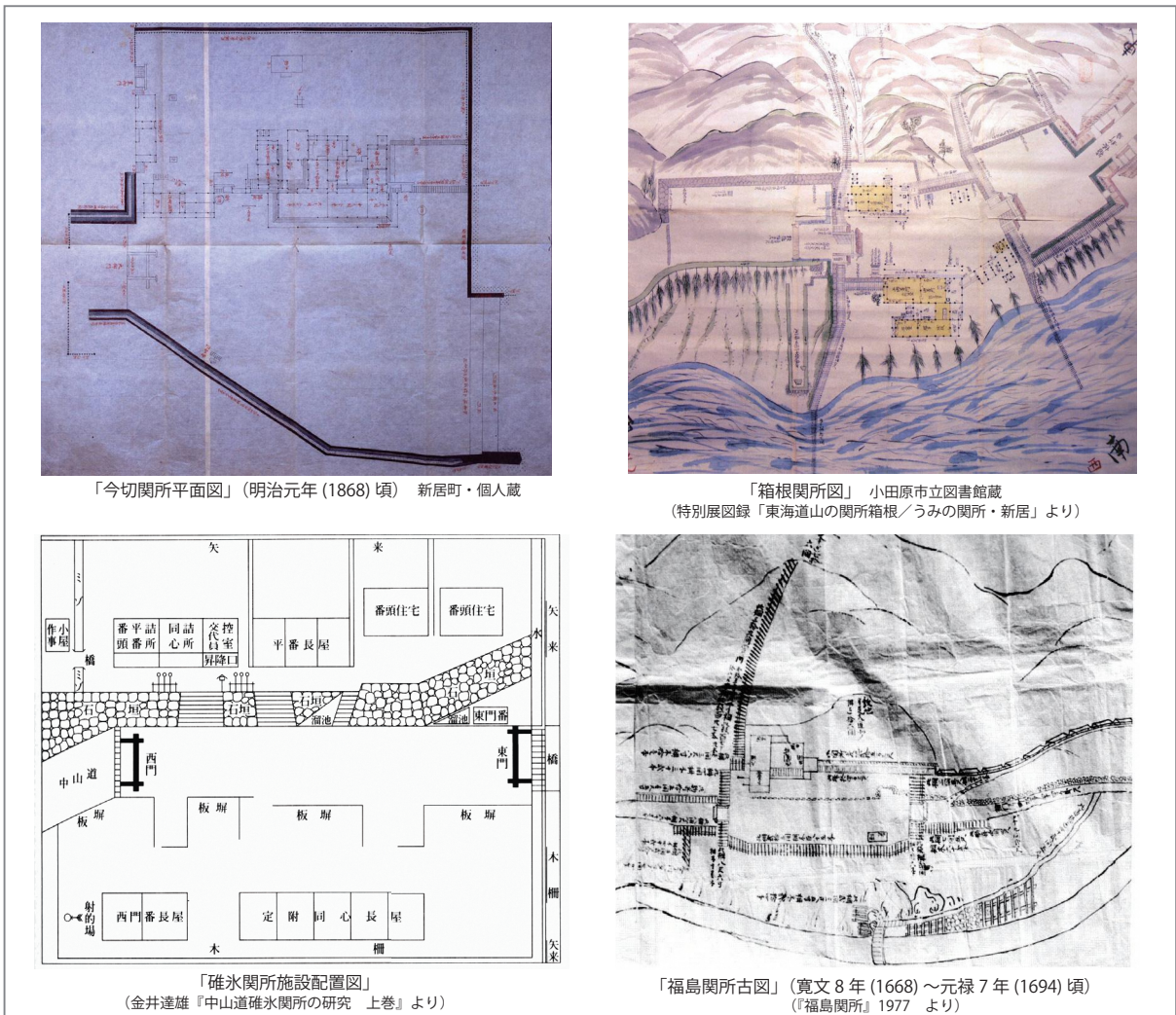
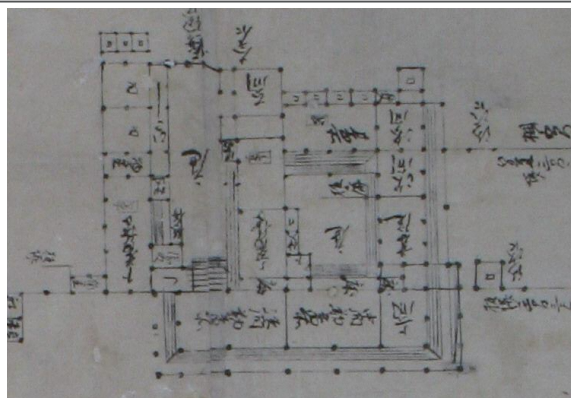


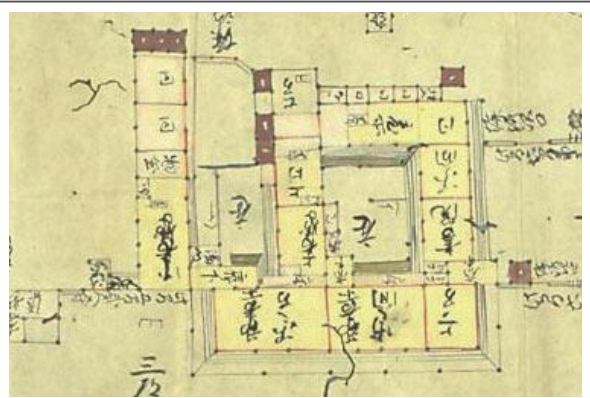
図2-29 主要関所（新居・箱根・木曾福島・碓氷）各図

表 2-6 図面史料一覧（関所建物に係るもの）

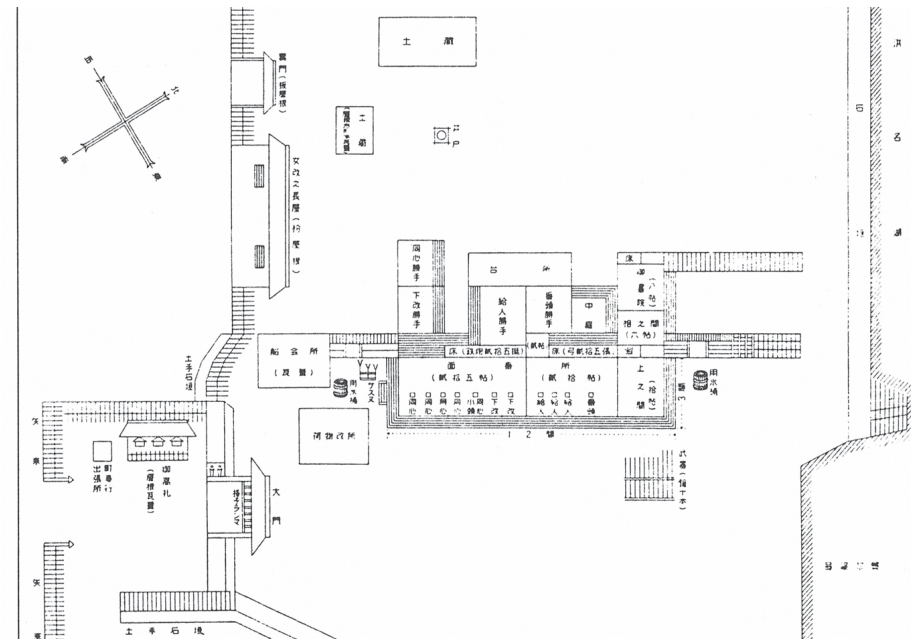
描かれている 新居関所の 時期	番号	史料名および作成年	特 徴
		所蔵館または掲載資料	
第一次移転 (元禄14年・ 1701) 以前の 図面史料	移転前 図面 1	「関所普請当時之平面図」 元禄 6 年 (1693)	<ul style="list-style-type: none"> ・移転前であるが、関所の区画や構内の主要な建物の配置は第二次移転後と酷似する。 ・面番所棟の平面構成も現状建物と一致する。
		新居関所史料館蔵	
	移転前 図面 2	「今切関所之図」 元禄 6 年 (1693)	<ul style="list-style-type: none"> ・関所の平面構成は移転前図面 1 と同じで、大御門や柵・塀の立面を表現する。
		郵政博物館蔵	
第二次移転 (宝永 5 年・ 1708) 以降の 図面史料	図面 1	「新居御関所平面図」 年代不明	<ul style="list-style-type: none"> ・下番勝手および同心休息所の配置や、台所に土間がない点が図面 3～6 と異なる。 ・台所および土間周辺の発掘調査と矛盾する。 ・図面 2 と同原図の書写しと考えられている。 ・関所建物の配置・平面形が異なる。建築的に簡略的な表現である。
		『東海道新居関所の研究』 (S44) 収録	
	図面 2	「遠州新居関所之図」 年代不明	<ul style="list-style-type: none"> ・掛軸に仕立てられ、平面図の上に面番所棟や船会所の姿図画が貼り付けられ、めくり上げる仕掛けになる。 ・昭和初期の書写しで平面図は図面 1 と同じ。 ・原史料の所在は不明。 ・関所建物の配置・平面形が異なる。建築的に簡略的な表現である。
		新居関所史料館蔵	
	図面 3	「今切関所平面図」 安政 5 年 (1858) 建替以降	<ul style="list-style-type: none"> ・台所・勝手の平面は発掘調査結果と一致する。 ・現存する関所建物に対し、次之間表側の柱 1 本のみ描かれない。 ・発掘調査結果と一致した建造物として渡船場、護岸石垣、大御門、櫓形、船会所、女改之長屋、裏御門、尖柵がある。 ・関所構内全体が描かれ、現存建物や発掘調査結果との一致点が多い。 ・最も信ぴょう性が高い図面であるため、復元整備の基礎資料として使用した。
		個人蔵	
	図面 4	「今切関所平面図」 年代不明	<ul style="list-style-type: none"> ・描かれる形状は図面 3 と近似する。建物名称等はない。 ・別図の写しと考えられている。 ・現存建物や発掘調査結果との一致点が多い。
		新居関所史料館蔵	
	図面 5	「今切御関所捨分壺割図」 年代不明	<ul style="list-style-type: none"> ・関所建物のみの平面図で、「甚五郎控」とある。 ・建築平面は図面 3 と一致する。 ・現存する関所建物に対し、図面 3 に描かれない柱は表現される一方、上之間・次之間の表側の柱本数が異なる。 ・現存する関所建物や発掘調査結果との一致点が多い。
		磐田市教育委員会蔵	
図面 6	「今切関所面番所平面図」 年代不明	<ul style="list-style-type: none"> ・関所建物のみの平面図で、図面 3～5 の関所建物と基本的な平面構成は近似するが、書院棟東側に「九畳」の部屋が描かれる。小学校当時の増築との共通性がうかがわれる。 ・面番所棟内は、中之間・次之間の区別がされない。 	
	橋良文庫		
廃関 (明治 2 年・ 1869) 以降の 図面史料	図面 7	「新居尋常小学校建物絵 図」 明治 19 年 (1886) 10 月	<ul style="list-style-type: none"> ・新居関所は明治 6 年～大正 5 年 (1873～1916) の間、尋常高等小学校に転用されたが、供用から 13 年後の状況と考えられる。 ・それ以前の建物に増改築を加えた様子が描かれる。
		新居関所史料館蔵	
	図面 8	半解体修理前の平面図 昭和 45・46 年 (1970～71)	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和 32 年の書院棟の解体修理を終えた状況の平面図と考えられる。 ・記録によると書院は図面 3 を参考に復元的に整備したとあるが、現状では旧材も少なくないと見られる。 ・小学校当時と比較して台所・勝手にあたる部分が縮小し、町長室が設けられている。
		『特別史跡新居関跡修理工 事報告書』 (S46) 収録	
	図面 9	半解体修理後の平面図 昭和 45・46 年 (1970～71)	<ul style="list-style-type: none"> ・修理後の図面であり、これが現状となる。 ・修理では面番所の屋根替え・部分修理、下番勝手・同心休息所の半解体修理が行われ、図面 3 に基づいて当初形状の復旧に努めたとある。 ・町長室は撤去された。
		『特別史跡新居関跡修理工 事報告書』 (S46) 収録	



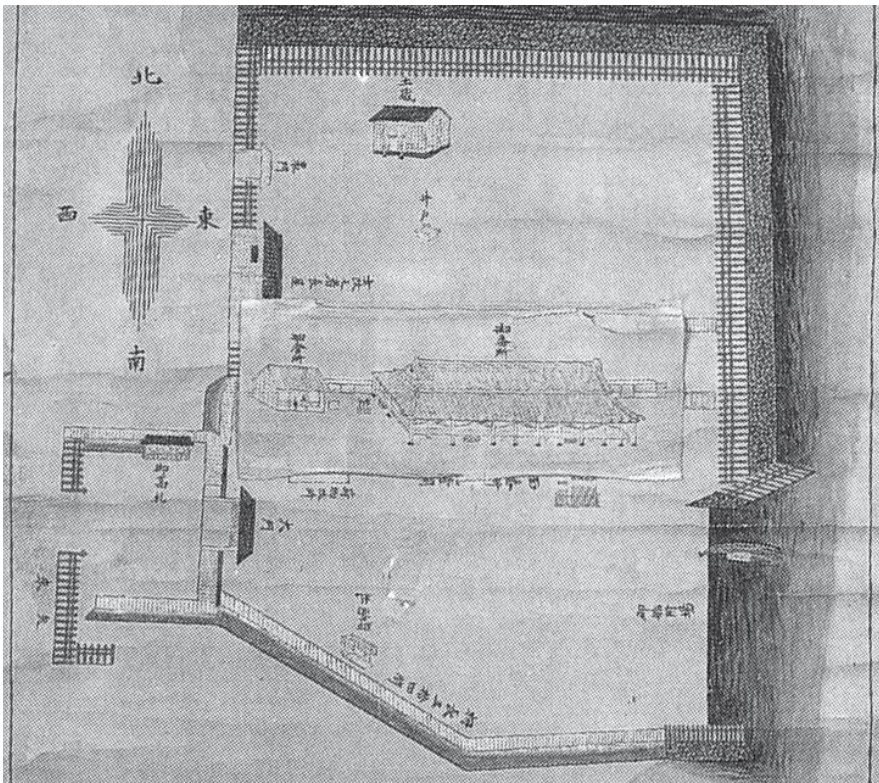
移転前図面1 元禄6年(1693)「関所普請當時之平面図」



移転前図面2 元禄6年(1693)「今切関所之図」

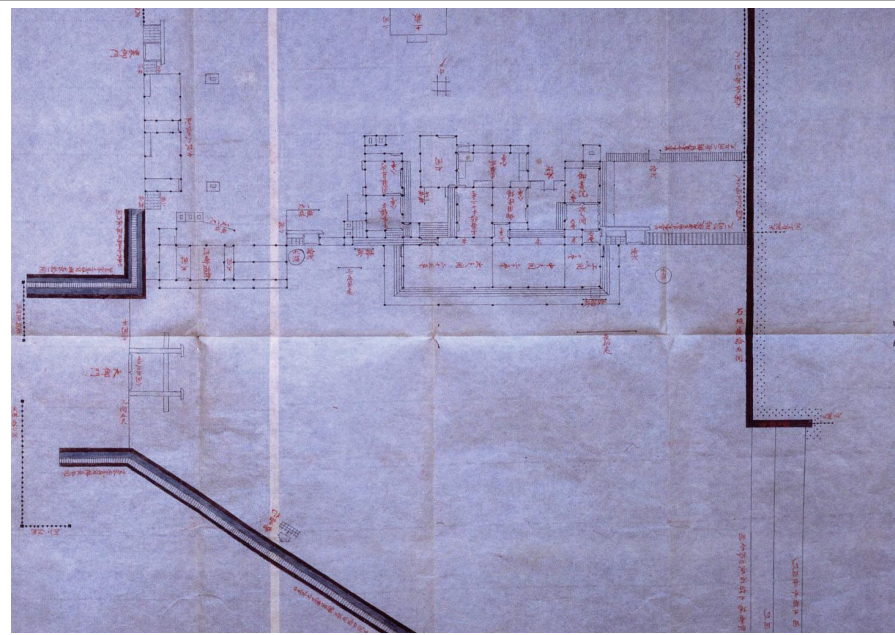


図面1 年代不明
「新居御関所平面図」

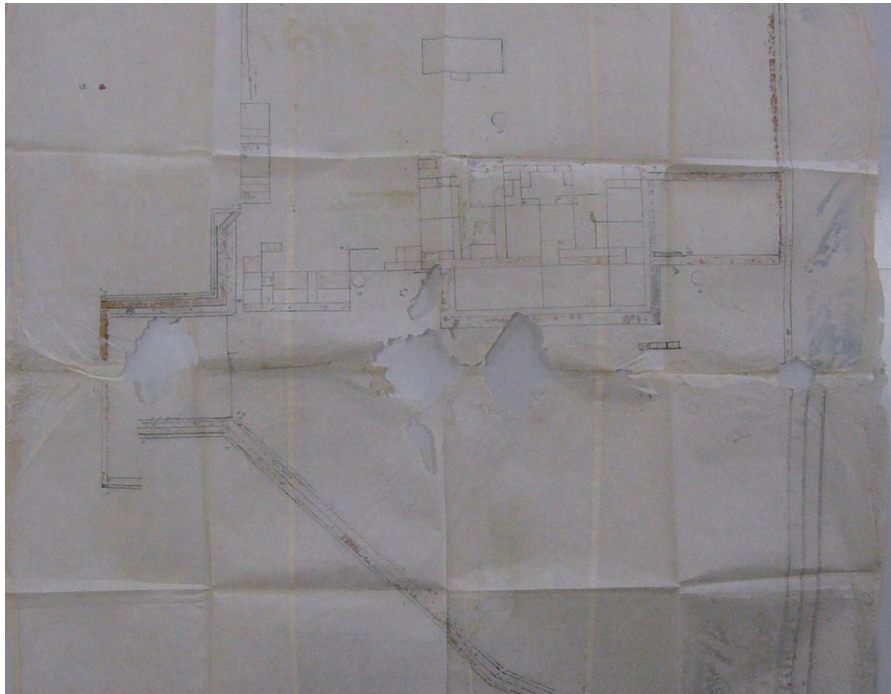


図面2 年代不明
「遠州新居関所之図」

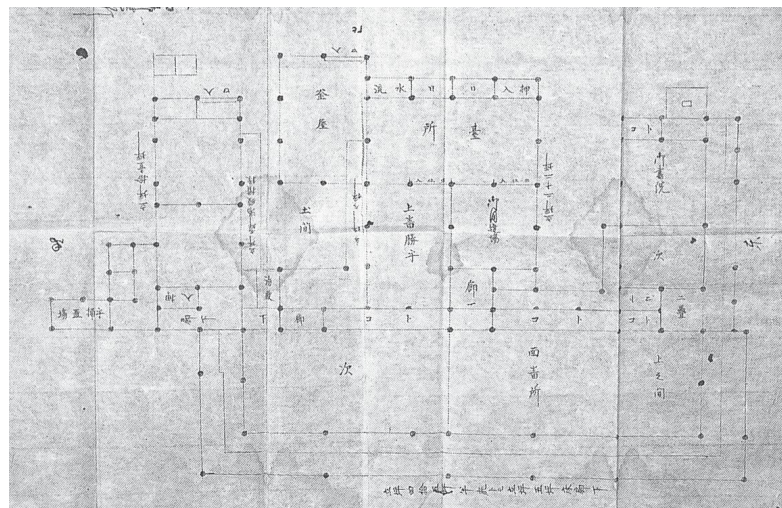
图 2-30-1 图面史料



圖面3 安政5年(1858)建替以降
「今切關所平面圖」

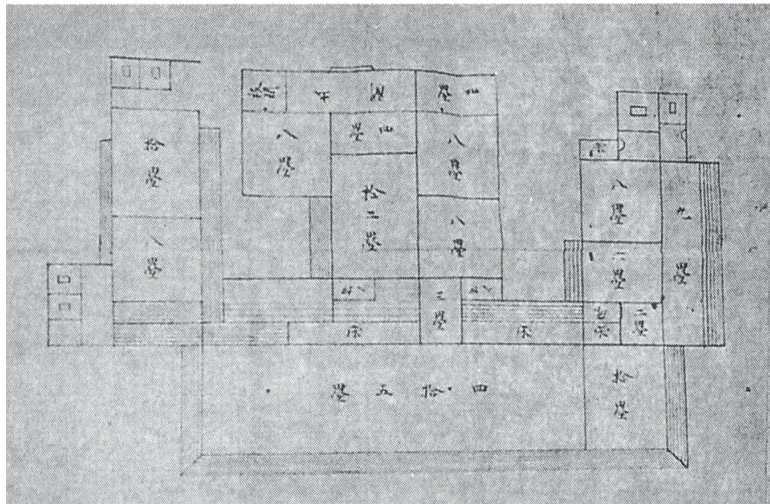


圖面4 年代不明
「今切關所平面圖」

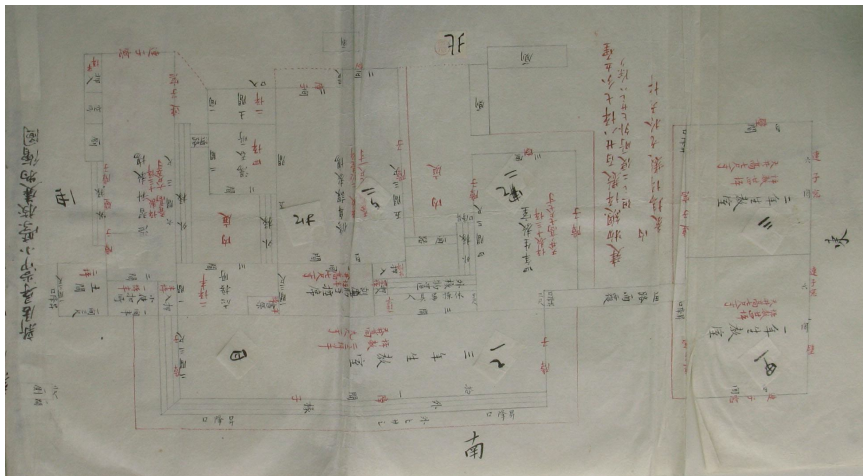


圖面5 年代不明
「今切御關所拾分巻割圖」

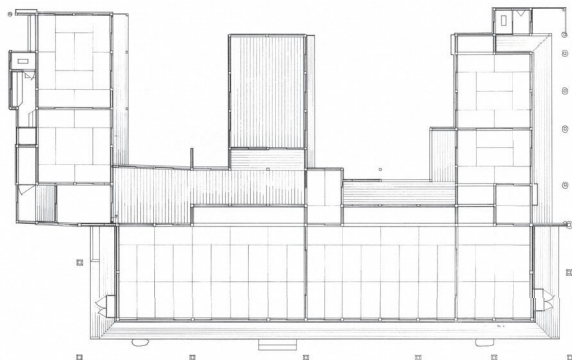
圖 2-30-2 圖面史料



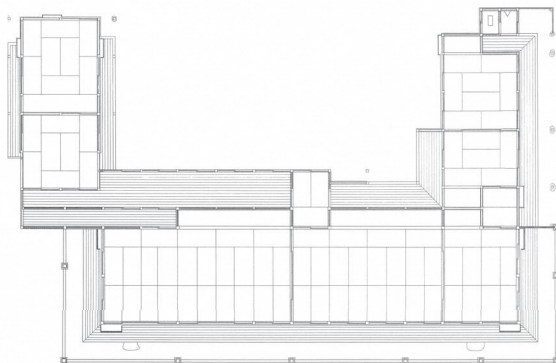
図面6 年代不明
「今切関所面番所平面図」



図面7 明治19年(1886)
「新居尋常小学校建物絵図」



図面8 昭和45・46年(1970~1971)
半解体修理前の平面図『特別史跡新居関跡修理工事報告書(S46)』



図面9 昭和45・46年(1970~1971)
半解体修理後の平面図『特別史跡新居関跡修理工事報告書(S46)』

図 2-30-3 図面史料

表 2-7 関所建物の修復に係る文献史料一覧

番号	名 称	関所建物に関する記録	
	作成年代	修復内容	考 察
文献 1	『今切関所修復破風・附増目論見仕様帳』	<ul style="list-style-type: none"> ・附属棟の柿葺部分の葺替え ・関所建物の瓦屋根の部分修理 	<ul style="list-style-type: none"> ・現存建物および台所・土間の遺構から想定される平面形状は図面 3 と一致し、その平面形から推定した屋根面積と近似する。 ・東西隅の降り棟に関する修復であり、入母屋屋根であることに矛盾しない。
	天明 2 年(1782)		
文献 2	『一 今切御関所御普請目論見帳』	<ul style="list-style-type: none"> ・関係する記述なし 	—
	寛政 4 年(1792)		
文献 3	『三 今切御関所普請目論見帳 本扣』	<ul style="list-style-type: none"> ・下番勝手・同心休息所および台所の建具・板底等の修繕 	<ul style="list-style-type: none"> ・下番勝手・同心休息所は後補の材が多く対応しない。台所は現存しない。
	寛政 4 年(1792)		
文献 4	『今切御関所御普請仕様帳 二』	<ul style="list-style-type: none"> ・関所建物の建具廻りの部分修理 ・関所建物の隅木取替え及び屋根漆喰修理 ・書院の天井および庇廻り他部分修理 	<ul style="list-style-type: none"> ・部材構成は一致する。 ・記される部材寸法で修復可能な部材が多く見られる。 ・部材等の記述は欠落しており比較できない。 ・後補の材が多く対応しない。
	文化 2 年(1805)		
文献 5	『特別史跡 新居関跡修理工事報告書』	<ul style="list-style-type: none"> ・面番所棟の半解体修理 ・下番勝手棟の解体修理 	<ul style="list-style-type: none"> ・材を時代別に区分し修理前の工法について詳しく解説を述べるとともに実施工法について解説している。
	昭和46年(1971)		
文献 6	『大御門復元に伴う史跡調査委託事業 国特別史跡新居関跡復元整備に関する文献史料集』	<ul style="list-style-type: none"> ・大御門の復元検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・関所構内に関して過去の文献史料を解説している。
	平成19年(2007)		

表 2-8 絵画史料一覧（関所建物に係るもの）

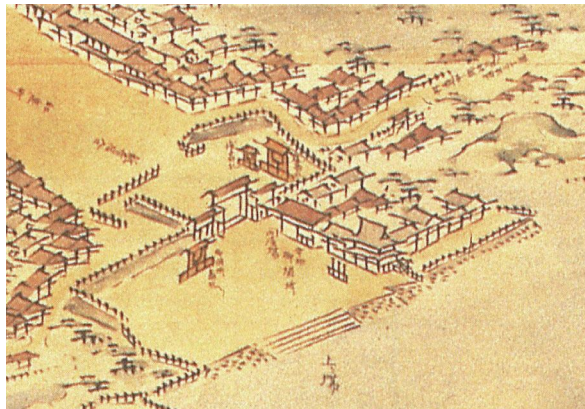
番号	名称	関所建物の表現				
	作成年代	平面形	屋根形状・屋根材	庇屋根表現	表縁	その他
絵画 1	「富士荒井関之図」 (英 一蝶)	不明瞭	入母屋 不明	なし	あり	・簡略な表現
	江戸中期					
絵画 2	「新居駅御関所の図」 (『東街便覧図略』高力種信)	桁行 7～ 8間、梁 間 3間程 度	入母屋 瓦葺	あり	なし	・屋根形状は現存 建物に近い ・後方の附属棟は 茅葺に描かれ る。
	天明 6 年 (1786)					
絵画 3	「東海道分間延絵図」	桁行 3 間、梁間 2間程度	入母屋 不明	—	なし	・ 2 階建て ・ 社寺の堂のよ うに描かれる。
	寛政～文化3年 (1789～1806)					
絵画 4	「東海道五十三次 荒井」 (葛飾北斎)	不明	入母屋 柿葺	板庇	あり	・ 東部分が写実的 に描かれる。 ・ 庇柱の表現があ る。
	文化年間 (1804～17)					
絵画 5	「東海道勝景図巻」 (谷文晁)	桁行11 間、梁間 3間程 度	寄棟 瓦葺	あり	あり	・ 屋根形状は現存 建物に近い。 ・ 建物の形状が現 存面番所に近 い。
	文化13年(1816)頃					
絵画 6	「東海道五拾三次之内 荒井」 (歌川広重)	桁行 5～ 6間、梁 間 2間 程度	不明 茅葺	なし	なし	・ 遠方に小さく描 かれる。
	天保3～4年 (1832～3)					
絵画 7	「東海道五拾三次 荒井」 (歌川広重)	不明	不明 瓦葺	板庇	あり	・ 東端の一部が描 かれる。
	天保末年(1844)					
絵画 8	「遠州荒井崎季秋朝陽図」 (墨江武禪)	桁行 3 間、梁間 2間程 度	入母屋 瓦葺	—	あり	・ 2 階建て ・ 社寺の堂のよ うに描かれる。
	江戸後期					
絵画 9	「五十三次名所図会 あら井」 (歌川広重)	不明	入母屋か 不明	あり	あり	・ 建物の一部が描 かれる。
	安政 2 年 (1855)					
絵画10	「東海道荒井之勝景」 (歌川 (五雲亭) 貞秀)	桁行 5間 以上、梁 間不明	切妻 瓦葺	あり	あり	・ 屋根形状は現存 建物に近い。 ・ 庇柱の表現があ る。
	文久 3 年 (1863)					
絵画11	「東海道五十三次 新井風景」 (歌川芳盛)	桁行 8 間、梁間 不明	切妻 瓦葺	板庇	あり	・ 正面側から屋内 の一部が描かれ る。 ・ 庇柱の表現があ る。
	文久 3 年 (1863)					
絵画12	「末広五十三次 荒井」 (二代歌川国輝)	桁行 3～ 4間、梁 間 2間 程度	寄棟 瓦葺	あり	あり	・ 規模・屋根は現存 建物と異なる。 ・ 庇柱の表現があ る。
	慶応元年(1865)					



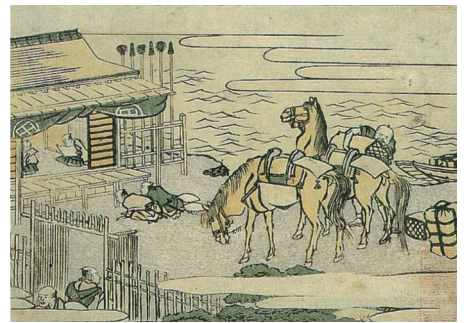
絵画1 江戸中期「富士荒井関之図」(英 一蝶)



絵画2 天明6年(1786)
「新居駅御開所の図」(『東街便覧図略』高力種信)



絵画3 寛政~文化3年(~1806)「東海道分間延絵図」



絵画4 文化年間(1804~17)
「東海道五十三次 荒井」(葛飾北斎)



絵画5 文化13年(1816)頃
「東海道勝景図巻」(谷文晁)



絵画6 天保3~4年(1832~3)
「東海道五拾三次之内 荒井」(歌川広重)

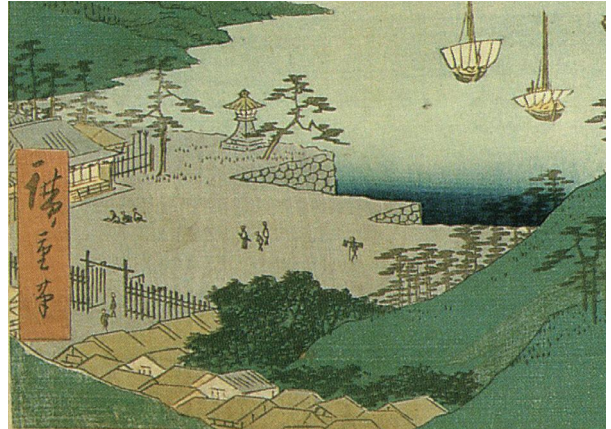
图 2-31-1 絵画史料



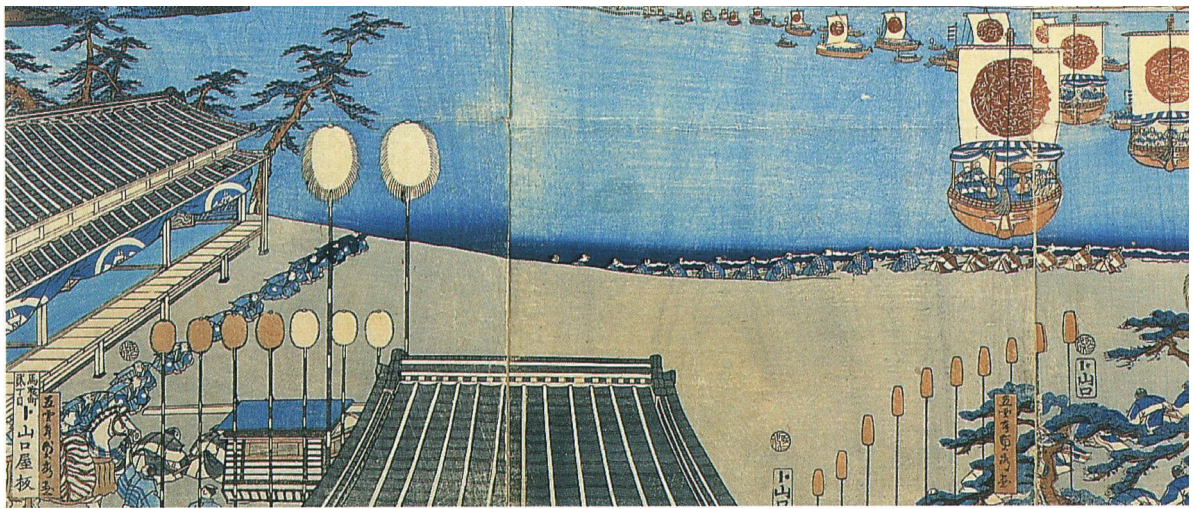
絵画7 天保末年(1844)「東海道五拾三次 荒井」
(歌川広重)



絵画8 江戸後期「遠州荒井崎季秋朝陽図」(墨江武禪)



絵画9 安政2年(1855)「五十三次名所図会 あら井」(歌川広重)



絵画10 文久3年(1863)「東海道荒井之勝景」(歌川(五雲亭)貞秀)



絵画11 文久3年(1863)「東海道五十三次 新井風景」(歌川芳盛)



絵画12 慶応元年(1865)「末広五十三次 荒井」(二代歌川国輝)

図 2-31-2 絵画史料

(2) 整備事業の経過

a. 関所建物の修理工事

安政期以降に行われた新居関跡建物の修理工事のうち、記録が残る中で最も古いものは昭和25年(1950)から2年にわたって行われた復興工事である。これは昭和19年(1944)の東南海地震などの震災や、太平洋戦争中の艦砲射撃の余波により、被害を受けていた面番所棟と書院棟の傾斜修理およびそのほか破損箇所^の修繕を目的に実施された。続いて昭和32年(1957)には、小学校の校長室や役場の物置として用いられて大きく改造されてしまっていた書院棟の復元修理を実施している。その際、柱と屋根の組み直しや腐朽箇所^の修繕が行われ、江戸時代の姿に近い外観へ復元された。

昭和44年(1969)には関所建物の修繕が行われた。この時、垂木25本の取替えや畳の張替えなどが行われ、これまで面番所棟の正面に使われていたガラス戸も雨戸と障子戸に置き換わった。しかしこの時点では未だ老朽化した関所建物の根本的な修理は行われなかった。

昭和46年(1971)には大規模な修理が実施された。この時の修理では、面番所棟は「半解体修理」、過去の改造と腐朽が深刻であった下番勝手棟は「解体修理」が実施され、屋根瓦^の葺替えや傷んだ部材の取替え、旧町長室の撤去等が行われた。この昭和46年の修理以降は小規模な修繕を繰り返しながら現在に至っている。

昭和51年(1976)には当時の特別史跡指定地の隣接地に新居関所史料館が開館し、史跡・建造物と展示施設が一体化した歴史的空間として公開されるようになった。

b. 新居関跡保存整備事業の概要

【整備事業の開始】

平成4年(1992)になって、特別史跡指定地(当時:3,023㎡)を含む土地一括の売却についての打診があり、平成5年度にはその土地の買上げを行って当時の史跡地全体が公有化された。これを契機として新居町は新居関跡の史跡整備構想を掲げた。

史跡地買上げ直後の平成5～6年度の史跡整備構想は漠然としたものであったが、平成5～7年度に実施された史跡地内外での発掘調査で江戸期の遺構が確認されたことや、関所絵図等の調査で一定の成果が得られたことから、建物の復元を含む史跡整備を行うという方向性が示された。

平成9年(1997)3月には、史跡整備のための指導機関である特別史跡新居関跡整備委員会(以下、整備委員会)が発足し、特別史跡指定地の拡大と追加指定が今後の史跡整備における課題・方針として示された。平成10年度には特別史跡の隣接土地所有者と協議を行い、平成11年1月27日付けで2,453㎡が特別史跡に追加指定され、指定地の総面積は5,476㎡となった。また、平成10年度の整備委員会では、新居関所の位置づけを端的に示すものとして、護岸・渡船場の整備が最優先であると指摘されたため、追加指定作業と並行して渡船場・護岸整備予定地の買上げと発掘調査を計画して実施した。

【保存整備基本計画の策定】

平成11年度には史跡の買上事業と並行し、整備委員会で整備基本計画の策定作業を進め、平成12年(2000)3月に前述の『特別史跡新居関跡保存整備基本計画書報告書』(以下、基本計画)を策定した。基本計画では、新居関跡の保存整備の位置づけと基本方針を示している(図2-32)。各建造物の復元検討においては「今切関所平面図」を優先史料とし、関所の整備対象とする時代設定として、現存する関所建物の再建が開始した安政2年(1855)から明治2年(1869)の廃関までと定められた。

整備基本計画では、Step1～3までの事業計画を策定した。Step1は短期の事業計画であり、

保存整備の基本方針

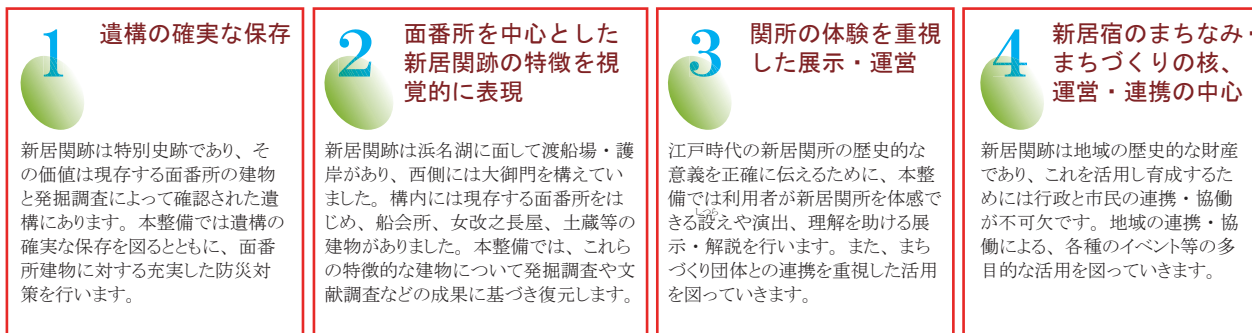


図 2-32 保存整備の基本方針図

渡船場・護岸の復元修理を実施し、湖底面を当時のレベル付近まで下げ、渡船場周辺の空間構成を再現することを目標とした。Step 2 も同様に短期の事業計画ではあるが、関所構内全体の総合的な整備を目標にして、船会所・女改之長屋・大御門・土蔵等の復元や、尖柵を用いた道路との境界表示、西側導入口の追加等を挙げた。Step 3 は長期の事業計画であり、護岸整備範囲の拡大、関所史料館の移設・拡充、大御門の復元展示を目標に掲げた。

【復元整備の経過】

平成 14 年度には、事業計画の Step 1 にあたる渡船場・護岸の復元が完了した。なお、渡船場付近に存在していた常夜灯については、発掘調査時に基礎の痕跡と考えられる遺構が発見されているものの、上部構造に関する資料が不足していたことから、整備が見送られている。その後、平成 16 年度の整備委員会で、特別史跡地内整備事業の計画期間を大幅に延長・変更することが了承されたのを受け、『平成 18 年度特別史跡新居関跡保存整備基本設計報告書』を作成した。また整備事業当初は史跡整備に関わる事業報告書は整備事業の最終年度に印刷する計画であったが、事業計画の延伸にともない渡船場・護岸の整備事業報告書を先に印刷する計画へと変更し、平成 17 年度に『特別史跡新居関跡保存整備事業報告書 I』を刊行した。

平成 19 年度の整備委員会では、平成 14～28 年次計画案、平成 19 年度事業計画案、平成 20 年度事業計画案について承認を受けた。当初の計画案では、平成 20 年度から史跡整備特別事業を立ち上げ、船会所、女改之長屋、大御門、土蔵などの建造物の復元を平成 28 年度までに完了する予定であった。しかしながら平成 21 年度に予定されていた市町合併に絡む財政問題や道路整備の進捗状況などの諸課題に直面したため、平成 20～23 年度の間は小規模整備の実施に止まり、この間に関所北辺柵、駐車場、東屋、多目的トイレの整備を完了した。

平成 23 年度からは整備委員会の中に、建築専門部会を設置し、建物復元に関する検討作業を行った。建築専門部会は令和 4 年までに計 14 回開催され、そこでの検討結果は建物復元に向けた文化庁の諮問機関である「史跡等における歴史的建造物の復元の取扱いに関する専門委員会」（以下、復元検討委員会）資料として文化庁との協議材料となった。そして、平成 24 年度から平成 26 年度までの計 6 回の復元検討委員会での審議の結果、復元を計画している大御門・裏御門・船会所・女改之長屋・土蔵の建物復元の承認を受けた。

平成 25 年度には柵形広場整備工事を完了し、平成 26 年度には大御門・脇塀の復元整備を完了した。また平成 26 年（2014）10 月 6 日には大御門の復元工事に先駆けて、柵形広場と国道 301 号歩道部分の 1210.15 m²が追加指定された。続いて平成 27 年度に裏御門、令和元年度に女改之長屋の復元整備を完了した。

令和 2 年度には、それまで面番所の西側と北側を取り囲んでいた防火壁を撤去するとともに、面番所西側に隣接していた電柱を特別史跡指定地外へ移設した。そして令和 3 年度には、平成 18 年度以降に実施した種々の復元整備事業についてまとめた『特別史跡新居関跡保存整備事業

報告書Ⅱ『大御門・女改之長屋等整備事業』を刊行した。

【整備基本計画の達成状況】

令和6年現在、整備基本計画で示された事業計画のうち最も短期の事業に位置づけられていた Step 1 は達成されているものの、同じく短期事業計画に位置づけられている Step 2 については未だに船会所・土蔵の復元整備や上番勝手棟の立体展示が完了していない。一方で、国道301号整備事業の実施にともない、整備基本計画では Step 3 に位置づけられていた大御門の復元と枳形の表示が前倒しで実施されているため、現状では Step 2 の半分と Step 3 の一部が完了したことになる。

図2-33に、平成13年度からの復元整備事業の進捗経過を示す。

